

平成23年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成23年 3月 4日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成23年 3月 4日

21日間

至 平成23年 3月24日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 議案第 4号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 6号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 7号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第12号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算

第16 議案第15号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算

- 第17 議案第16号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第20 議案第19号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第21 議案第20号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第22 議案第21号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第23 議案第22号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第24 議案第23号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第25 議案第24号 平成23年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第26 議案第25号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第31 議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）
- 第32 議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）
- 第33 議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1番 横山 勲 君
- 2番 岩田 恵一 君
- 3番 篠塚 信太郎 君
- 4番 梅原 好範 君
- 5番 森田 幸子 君
- 6番 村山 良夫 君

7 番 山 内 武 夫 君
 8 番 東 まさ子 君
 9 番 野 口 久 之 君
 10 番 坂 本 美智代 君
 11 番 原 田 寿賀美 君
 12 番 松 村 篤 郎 君
 13 番 北 尾 潤 君
 14 番 小 田 耕 治 君
 15 番 山 田 均 君
 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐登美 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	山 森 英 二 君
和知支所長	藤 田 真 君
総務課長	伴 田 邦 雄 君
監理課長	山 田 洋 之 君
企画政策課長	中 尾 達 也 君
税務課長	一 谷 寛 君
住民課長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君

土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開会 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい、また、降雪の中を定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番議員・坂本美智代君、11番議員・原田寿賀美君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間といたしたいと思っております。

ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月24日までの21日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第4号ほか25件です。後日、町長から追加議案の提案がある予定でございます。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

3月2日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

産業建設常任委員会には、1月28日の臨時議会以降、5回の委員会を開催していただきました。また、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会におきましても、閉会中に委員会

を開催され、所管の調査研究が実施されました。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元まで配付しております。

本定例会の京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告しておきます。

本日、本会議終了後、議員控室において議会広報特別委員会が開催されます。議員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（西山和樹君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

先ほど表彰をお受けになられました、野口議員さん、坂本議員さん、改めてお祝いを申し上げたいと思います。

本日ここに、平成23年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。三寒四温の言葉のとおり、寒の戻りの朝となったところでございます。各位には、日ごろから円滑な町政推進にご協力をいただいておりますことに厚くご礼を申し上げます。

今期定例会は、町長に就任後、2回目となる当初予算案を提案させていただくこととなりました。私の町政推進の基本方針である、安心・活力・愛のあるまちづくりの第2章として平成22度に取り組んでまいりました各種施策をさらにステップアップさせ、町政推進の変化が実感いただけるよう、積極的な予算編成を行ったところであります。

さて、我が国経済は、リーマンショック後の経済危機を克服したものの、失業率が若年層を中心に依然として高水準で推移するなど、厳しい状況にあります。また加えてデフレが続いております。円高や世界経済の動向等、景気の下押しリスクについても注視していく必要があります。

さらに、少子高齢化、生産年齢人口の減少が一層進み、我が国財政は、国債発行額が税収を上回る異常な事態が続いております。こうした中、新年度の国の一般会計予算案は、成長と雇用を最大のテーマとし、経済成長、財政健全化、社会保障改革の一体的実現に向け前年度予算に対し、0.1%増の92兆4,116億円が編成され、新成長戦略が目指すデフレ

脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を確かなものとしていくこととされております。

一方、平成23年度の地方財政対策におきましては、企業収益の回復等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、1兆4,452億円の財源不足が生じると見込まれております。この不足分は、赤字地方債と言われる臨時財政対策債を6兆1,593億円借入れて補填することになり、地方においても借金に依存せざるを得ない厳しい状況となっております。こうした国、地方の情勢を背景としつつ、私が掲げました安心・活力・愛のあるまちづくりを具体的にどう進めていくのか、実行2年目に当たる平成23年度の町政運営の基本施政につきまして、申し述べてまいりたいと思います。

まずは、安心のあるまちづくりであります。

私は、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの第一歩は、地域医療の確立にあると思っております。本日も京丹波町医療等審議会の答申を踏まえ、和知診療所及び和知歯科診療所を京丹波町病院と一本化するための条例改正案を提出させていただきますが、その目的は、経費の効率化はもちろん、病院と診療所の連携を強化し、安心して暮らせる医療体制を確立するとともに、医師派遣を受けるための条件整備を行うものであり、格別のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、京丹波町病院及び和知診療所、和知歯科診療所を、まさに私たちのまちの私たちの病院として利用いただけるよう、通院しやすい環境整備を初め、京都府や府立医大との一層の連携を深めながら、医師の確保と安心のある地域医療の確立に向けて努力してまいります。

また、ひとり暮らしの高齢者の増加を踏まえ、地域での見守り活動の推進や、地域包括ケア体制を一段と充実させてまいります。特に、23年度においては、ITいわゆる情報技術を活用した医療機関との情報伝達システムの実証実験を行ってまいります。

次に、住民の安心・安全な、そして健康で心豊かな生活を保障するため、生活習慣病予防や、がん予防を重視した特定健診や、女性特有のがん検診推進事業を実施するとともに、新たに働く世代の大腸がん検診推進事業を実施し、若年層や勤労者なども含めた幅広い受診ニーズに対応してまいります。

また、安心して医療が受けられるよう、心身障害者や母子家庭等に対する医療費助成を初めとして、中学校卒業までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする子育て医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分を全て公費負担とする制度を継続してまいります。さらに、介護保険事業の円滑な運営を継続するとともに、在宅の高齢者が住みな

れた地域で365日安心して暮らせる町を目指し、医療、介護、福祉の一体的、包括的なケアシステムの構築を推進いたします。

障害者支援では、相談支援事業の拡充を図ることにより、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めます。

また、災害時要援護者の避難支援体制を確立するため、システム化した要援護者名簿を基に個別の支援計画策定に向けた取り組みを進めてまいります。

消費者安全の確保に関しましては、23年度から消費生活相談窓口を住民課の所管とし、悪質商法対策など、消費生活に係る相談体制を強化してまいります。

災害に強いまちづくりでは、消防団に配備しております消防ポンプ車や、小型動力ポンプ付積載車の計画的な更新を行うほか、自主防災組織の育成を推進し、地域防災体制の整備を積極的に進めてまいります。

また、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づきまして、木造住宅の耐震診断を促進し、耐震改修補助金交付制度による耐震改修を引き続き推進します。さらに、昨年末に創設しました京丹波町住宅改修補助金交付制度により、23年度から3年間、耐久性の向上やバリアフリー化等の改修に対しまして補助金を交付し、住宅改修を促進するとともに、町内商工業の活性化を図ってまいります。

町営バスの運行につきましては、瑞穂地区の小中学校統合に伴うスクールバスの増発や、これまでから多くの要望があった桧山和知線の運行を4月から開始いたします。あわせて、運行便数の増加や見直しを行い、町民の皆さんにご利用いただきやすいバス運行に努めてまいります。また、通学、通勤時の定期券につきましても見直しを行い、料金を引き下げることといたしております。特に、地元唯一の高校であります須知高校への通学につきましては、町営バスの利用促進として通学助成を実施いたします。一方、新たな公共交通のあり方を検討していただくため、本年2月に交通手段確保に関する懇話会を設置したところであります。既に2回の協議をいただいております。私たちの町にあった新しいサービスが見出せるものと期待しているところであります。

次に、活力のあるまちづくりであります。

地域の特徴を生かした産業振興や、生活環境の向上に向けた社会資本整備により、活力みなぎる町を目指してまいります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策を初め、担い手の育成、特産物の振興、農村環境の保全、循環型農林業の推進を主要施策として取り組んでまいります。特に、年々被害が増大する有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、予算は農業費に一本化して効果的な有害鳥

獣対策を推進します。また、国の野生鳥獣総合支援事業を活用した被害防止対策を推進するとともに、銃器狩猟免許の取得支援制度による狩猟者の育成や、町域を越えた広域捕獲の実施のほか、新たな取り組みとして、地域住民による捕獲装置の実証研究を行うなど、捕獲の強化を図ってまいります。

農業振興面では、農業機械の導入や施設整備、技術指導等を通じた農業後継者や営農組織等の育成に加え、空き家情報バンク制度等による定住促進や地域の担い手の発掘、育成に努めてまいります。

特産物振興対策としては、23年度から本格実施される戸別所得補償制度のほか、特産物産地化等形成助成などの町単費事業の推進により、黒大豆、小豆を初め、そば、京野菜、京かんざしなど、本町特産物の生産振興を図り、ブランド力を高めてまいります。さらに、23年度から新たに京丹波食の郷創造プロジェクト事業として、食をテーマとしたさまざまな取り組みの推進や本町を食のまちとしての情報発信を行い、産業の活性化を図ります。特に11月に開催されます国民文化祭において、京丹波町食の祭典を併せて開催し、京丹波町の豊かな食を広く情報発信することといたしております。また、引き続き中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業などの地域ぐるみの活動を促進するとともに、命の里事業など、地域力の向上を目指した集落連携活動への支援に取り組んでまいります。懸案となっております鳥インフルエンザ発生農場跡地の活用につきましては、地元の皆さんとともに、検討を進めまして、事業計画を立案してまいりたいと考えております。

林業振興面では、森林の持つ多面的機能を良好に維持し、併せて林業経営の向上や林業団体の育成を図るため、森林を整備する地域活動への支援を行うとともに、効率的な森林施業のための路網整備として新たな基幹林道を開設してまいります。また、木のぬくもり活用推進事業として、間伐材等の木質資源の利用推進を図るほか、耕畜連携による畜産堆肥の活用など資源循環型農林業の推進を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、厳しい経済雇用情勢の中、町内消費の拡大を図るため、町商工会のプレミアム商品券発行事業に支援を行うほか、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や、補給金制度など、町単費事業として引き続き経営支援を図ることといたしております。

また、水資源の確保など、企業立地の諸条件が整いつつある中、企業誘致の積極的な取り組みを進めるとともに、雇用創出のため、国の緊急雇用対策事業を活用した就業機会の提供を図ります。

観光振興につきましては、23年度において、仮称ではありますが京丹波町観光協会を設立

し、観光事業の推進を図ります。スポーツ、レクリエーション施設、伝統行事などさまざまな観光情報の一元化と発信を強化し、多くの人を訪れるまちづくりを推進したいと思います。

次に、道路等の社会資本の整備であります。特に、公共交通機関の乏しい本町におきましては、住民生活の基盤として、また社会経済活動の動脈として、安全・安心でかつ快適にその機能が果たせるよう、本町総合計画に基づき、均衡ある整備を進めてまいります。国道関係につきましては、平成20年に国道478号、いわゆる丹波綾部道路、京丹波わちインターチェンジ以北が開通し、その延伸として宮津天橋立インターチェンジから与謝天橋立インターチェンジ間の6.4キロメートルが本年3月12日に供用開始されることになっており、本町内におきましても平成26年度の供用に向けて引き続き関係機関と連携、協力を密に早期完成に向けて取り組んでまいります。また、丹波パーキングを利用した地域振興施設の整備につきましても、事業化に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

国道9号及び27号においては、狭小区間や歩道未設置区間の解消などの課題も残っており、一層の要望活動を行い、早期の事業化に向けてまいります。府道の関係につきましては、その多くが事業化継続路線となっており、1日も早い完成を目指して、地元関係団体と連携し、さらなる推進を図ることといたしております。

また、新規事業化要望路線につきましては、沿線住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら要望活動を行ってまいります。町道関係では、本町総合計画や地域からの要望をもとに、道路利用者の安全性の向上や利便性の向上につながるよう、幹線道路を中心に拡幅や改築事業に取り組んでまいります。また、橋梁の寿命を延ばすための長寿命化修繕計画の策定に取り組んでまいります。

河川整備等につきましては、府管理河川である高屋川等の改修事業について事業進捗が図られるよう、引き続き要望してまいります。

町管理河川においては、平成18年度から進めております大倉谷川の河川付替えが22年度で完成することから、管理道路等の整備を行うとともに、周辺整備についての検討を進めてまいります。畑川ダム建設事業につきましては、平成24年度の完成に向け、関係機関との連携を密に積極的に取り組んでまいります。また、ダム関連事業として町道の付替え工事や高屋川の河川改修を含む、ダム直下流域の整備につきましても地域の皆さんや関係者と協議、調整を行い、引き続き整備を図ってまいります。さらに完成後のダム湖畔の活用につきましては、地元地域はもとより、町の活性化に寄与できる施設整備に向け、関係者との十分な協議を行いながら取り組んでまいります。

水道事業につきましては、安心・安全な水の供給を第一に、現有施設における管理業務を

徹底するとともに、丹波瑞穂地区及び和知地区の水道施設統合整備事業に引き続き促進してまいります。また、畑川ダムの完成に向けて管理部門の調整や関連する施設整備計画の推進など、京都府との連携を強めてまいります。

下水道事業では、不足する財源確保と受益と負担の公平性や町の一体性を図ることを目的に下水道料金を統一し、使用実態に即した適正な料金体制を確立するとともに、循環型社会の構築など、水環境施策を推進するため、施設管理の徹底と施設整備事業の推進を図ってまいります。

次に、愛のあるまちづくりについてであります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、次世代育成支援後期行動計画を具体的に進めてまいります。特に、23年度は多様な子育て支援サービスの充実を図ることを目的に、児童の預かり等の相互援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を実施します。また、継続して発達支援事業の充実に努めてまいります。保育所運営につきましては、4月に開所するみずほ保育所を初め、町内各保育所において、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育、保育の充実を図ってまいります。

学校教育では、小学校における新学習指導要領の全面実施や、中学校における移行措置等に伴う授業時間の確保を初め、指導体制の充実を図ってまいります。また、学力の充実及び支援を要する児童生徒のために町単費の学習支援員の配置を継続するとともに、豊かな心を育てる教育の観点から、小・中学校での芸術鑑賞の取り組みや、読書指導員等による読み聞かせ活動を引き続き実施してまいります。

新しく開校する瑞穂小学校につきましては、地域や保護者の皆さんと連携を図り、円滑な学校運営が図れるよう努めてまいります。また、閉校する小学校の利活用等につきましては、管理面も含め地域の皆さんと十分協議しながら、23年度中には一定の方向性を見出したいと思っております。なお、これまでから、住民の皆さんに利用いただいている体育館やグラウンドにつきましては、当分の間、従来どおり使用いただけるよう考えているところであります。

学校給食につきましては、給食検討委員会のご提言を踏まえ、全ての中学校での給食実施に向けて具体的な取り組みを進めるとともに、瑞穂地区の学童保育事業を閉園する桧山保育所に設けることとし、必要な施設整備を進めてまいります。

本年秋に開催の第26回国民文化祭では、京丹波町として、「伝えよう人形浄瑠璃のこころ」をサブテーマに、「魅せる・人形芝居フェスティバル」を開催いたします。全国に本町の伝統文化や特産品を紹介する絶好の機会として関係機関、団体の皆さんと連携を図り、諸

準備を進めてまいります。

町のシンボル制定につきましては、今秋には、皆さんにご報告できるものと考えております。町のシンボルを制定することで、さらなる一体感や連体感を醸成し、町民の皆さんが郷土への愛着とほこりが持てるまちづくりに役立ててまいります。

さらには、ケーブルテレビの全町開局により、身近な情報を適切に提供し、町民の郷土意識の一体化を図り、生き生きとしたまちづくりに資するよう努めてまいります。

また、活力ある地域づくりに向けて、地域の皆さんを励まし元気づけることや、地域の課題を共有し、解決に向けてともに行動するきめ細かな地域支援が求められております。今後とも、地域支援担当を中心に積極的な応援体制を構築してまいります。さらに、一人一人の人権が尊重され、だれもが自分らしく生きられることができる社会の実現に向けて、一人一人を大切にすること、思いやりの心を持つこと、相手の立場に立って考えることという視点を忘れることなく、ぬくもりとほほ笑みのある町政を推進してまいります。このため、住民要望等に対しましては、きめ細かな対応を図るとともに、各種相談業務の充実に取り組んでまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境問題に関する啓発やリサイクル情報の提供に努めるとともに、ゴミの減量化や再資源化など、資源循環型のまちづくりを進めるために生ゴミ等堆肥化容器購入助成や資源ゴミ集団回収事業補助金制度により、具体的な取り組みを支援してまいります。

また、地球温暖化防止対策としましては、22年度に創設しました住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助制度を拡充し、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を促進してまいります。

産業廃棄物については、事業者の責任において適切な処理が行われるよう、関係機関と緊密な連携を図り、不法投棄等に対する監視を強めるとともに、適正な動物飼養や空き地管理について、住民の皆さんや事業者の皆さんにも協力いただきながら、安全で快適な生活環境の保全維持に努めてまいります。

最後になりましたが、これら施策の実現に向けては、健全財政の維持、確保が不可欠であります。さきに述べましたとおり、景気低迷の中にあって、地方財政は借金依存から脱却できないでおります。今後とも増え続ける社会保障関係費の財源確保、さらに国の医療費抑制施策や医師不足が顕在化する中での地域医療のあり方など、近年新たに生じたこれらの課題に対応しつつ、町民の皆さんの要望に応えていける健全財政への努力を怠ってはならないと考えております。

本町の課題であります、地方債残高の縮小につきましては、平成21年度までに実施した9億7,000万円の繰上償還を初め、交付税算入のある有利な地方債の活用や新規発行債の抑制による公債費負担の適正化などにより、22年度末の実質公債費比率は18%以下となる見込みであり、行政改革大綱に掲げた目標を2年早く実現できることが確実となりました。しかしながら、比率の算定に大きなウエイトを占めます普通交付税は合併特例による交付であり、また、経済対策としての上乗せがされていることに留意し、一層、財政健全化対策に努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、土地開発公社先行取得用地の債務縮小に向けた取り組みにつきましても引き続き計画的な買戻しに取り組んでまいります。さらに、町民目線に立った信頼される行政を推進する上からも、税負担の公平性を保ちながら、これまで以上に自主財源の確保に努めていかなければなりません。このため、昨年4月から始まった、京都地方税機構を十分に機能させ、納税者の利便性を図りながら徴収率の向上に努めるとともに、公共料金の未収金対策につきましても積極的な取り組みを進めてまいります。

併せて多様化した住民ニーズに応えられる質の高い行政運営のためには、職員の資質向上が重要であります。このため、職員みずからが、常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、住民満足度の向上を目指して、日々切磋琢磨することはもちろん、職員研修や人事評価制度の活用などを通じて、政策形成能力の向上を図るとともに、公平、公正で親切、丁寧な対応に心がけるなど、やさしさとぬくもりを感じていただける役場づくりを目指してまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、当然、私一人で成しえるものではございません。緊張感を持って、誠実に意思決定機関である議会や町民の皆さんのご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいり所存であります。議員各位、並びに町民の皆様方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成23年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） 以上で、町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、議案第4号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第5、議案第4号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、議案第4号につきまして説明をさせていただきます。

議案第4号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年12月の京丹波町医療等審議会答申を踏まえまして、本年4月1日から和知診療所及び和知歯科診療所を京丹波町病院と一本化して運営するため、所要の改正を行うものであります。

ご審議賜りまして、原案に賛同いただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、失礼いたします。おはようございます。

ただいま上程となりました、議案第4号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

冒頭、町長から提案説明のありましたとおり、今回、全国的な課題でございます、医師不足における医師の確保等におきまして、本町の京丹波町病院、和知診療所におきましても現在直面している極めて重要な課題でございます。また、医療を取り巻く環境は年々厳しい環境でございます。こうした状況の中で、全国的な公立病院医療機関の再編の流れ、また総務省からの公立病院改革ガイドプランによる改善推進、そして京丹波町医療等審議会の答申を受け、京丹波町病院と和知診療所を一本化し、経営改善はもとより、医師派遣を受けるための条件整備として、和知診療所及び和知歯科診療所を京丹波町病院に一本化して、府立医大及び関係機関病院等からの医師の派遣を京丹波町病院で受けてから、各診療所へ派遣できる組織体制にするように整えてまいりたいと考えるものでございます。

また、現在、和知診療所の常勤内科医師に対しての応援体制づくりを行い、京丹波町病院を核とした医師の応援ができるように医師の連携体制づくりを目指すものでございます。今、説明させていただいたほかにも京丹波町の公的医療機関は、一つという組織体制を整えることで、合併のスケールメリットを生かした医師以外の職員らの組織運営の効率化及び地方公営企業法に基づく病院事業会計にいたし、経営運営の効率化を行い、現在の医療サービスを落とすことなく、安定した基盤づくりに向けて整えていこうとするものでございます。そして、本町の今後におきます京丹波町の地域包括ケアシステムを構築していき、高齢者らを支えていける体制づくりを行っていきたいと考えるものでございます。

それでは、条例に概要につきましてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、医療機関の一本化により和知診療所及び和知歯科診療所を地方公営企業法に基づく病院事業として運営するため、京丹波町病院事業条例において施設の設置に係る条例改正をお願いするものでございます。

また、併せて施設の名称変更の改正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第1条の病院事業の設置におきまして、名称を次のとおり変更するものでございます。

現在ある三つの診療所をそれぞれに国保京丹波町病院質美診療所、国保京丹波町病院和知診療所、国保京丹波町病院和知歯科診療所に名称の変更をお願いするものでございます。

また、第2条、第2項の経営の基本におきましては、附属質美診療所は名称を質美診療所に改正し、和知診療所と和知歯科診療所を新たに加えるものでございます。

次に、第3条の任務におきまして、附属質美診療所の名称改正と新たに和知診療所と和知歯科診療所を加えるものでございます。なお、診療科目等は現在の診療科目と同様でございます。

最後に附則で本条例の施行日を平成23年4月1日とするものでございます。京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例は廃止いたし、同条例の規定によりなされた処分及び手続、その他の行為は今回の条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

また、京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例におきましても金額は従来と同額でございますが、名称等の整理をいたし、京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例におきましても名称の整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます、ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第4号の質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、1点は町長にちょっとお尋ねをしておきます。

今回、提案になっております和知の診療所、歯科診療所を京丹波町病院の一つの中に入れると。条例としてはそういうことになっておるんですが。そういうことになると、これまでのいわゆる和知の診療所、歯科診療所、体制も含めて一本化するわけですから、大きな改革といえますか、そういうことになろうと思うんですけども、この大きい目的としては町長の公約にもありましたように、和知の診療所、一般病床回復というのが公約になっておるわけんですけども、その最前提として、前提としては医師確保というのは大きい課題になっておるんですけども、今回のこういう体制を変えるという中で、いわゆる医師、現在、京丹波町

病院なり、それぞれ和知の診療所にもそれぞれ医師がおるわけでございますけれども、やっぱり医師団の協力というのは一番大事だと思うんですけども、やはりそういう医師に対してきちっとこの方向を説明をされておるのか。また、これを受けてきちっと説明をして協力を求めるというようにされるのかどうか、その点一つ伺っておきたいというように思います。

それから、今回、一本化ということで経営改善の方向も示されておるんですけども、具体的にそういうこの今回の一本化によって、例えばそういう収入の問題とか、支出の問題とか、どういうことが考えられるのか。また、今、こういうことによってそれぞれ診療所等に行っている患者との関係でいっても、どういうことが起きるのかどうかを含めてちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

今、言ってもらったとおりでして、医師確保が最大の目的といってもいいぐらいなんです。

課長も言いましたように、一本化でないと京丹波町病院なら派遣される可能性があります。そういうことで一本化して、京丹波町病院から和知へまた派遣するというようなことを想定しております。

それと、ご心配いただいております医師確保について最大限努力をしております。府立医大の学長、現、山岸学長も京丹波町のことをよく理解してくださっているし、次、学長になられる吉川教授もよく理解していただいています。京都府知事、山田知事もよく理解していただいているところです。自分が医師やったら良かったなという冗談をおっしゃるほどに、京丹波町のことは理解していただいているという認識でおります。

経営改善につきましては、結果論ですので、このことで人事交流なんか、佐藤病院長のもとにスムーズに行くようになりますと、結果としていろんな数字は良いほうに向くというふうに確信しております。和知地区の区長会で説明させてもらったとき、もう一体化していると思っていたという、まず一番最初の感想が聞かれました。それは、何でやといたら、現在の中村医師診療所長が何かあって休まれたら、休診になったという事実がたまたま起きましたので、当然、京丹波町一本化されておるというふうに思っていたという印象が、象徴的なことではないかというふうに私自身は考えております。今、申しましたとおり、医師確保ができて、和知診療所の機能ができるだけ早く回復されるよう万全を期したいという思いでおります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田均君） 医師確保ということで、今、町長からも答弁があったんですが、い

わゆる町長が当選されて、明くる日の新聞にもいろいろ町長の決意や公約が載っているんですけども、これによると和知診療所問題に全力投球すると。2011年度内にもう一名の常勤を迎えて、一般病床や夜間の当直、復活させるんだとそういう決意も述べられておるんですが、このめどとしては町長としては、この公約をされたように11年代というのを考えて取り組もうという決意なのかどうかという1点伺っておきたいというのと、もう1点、私ちょっと気になるといいますか、実際、今言われました和知診療所の中村医師がおられるわけですけども、この方は医療審議会の中なんかでも特別医師を増やす必要がないというようなことも発言をされたというようなことも聞くわけなんですけども、先ほどありましたように医師の連携、京丹波町病院一本化になるわけですから、やはりそれぞれの京丹波町病院の医師、和知診療所の医師との連携というのは非常に大事になると思うので、今、私が先に申し上げたのは、そういう今勤務している医師に対してもきちっと町の方針を説明して、やっぱり協力をきちっと求めるということを町長自身がやっぱりそういう場を設けてする必要があるのではないかと。既にやっておられるかもしれませんが。そのことについてもちょっと町長の見解を併せて伺ってみたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 2点ほどご質問あったと思うんですが、時期については任期中にという思い、できるだけ早くという思いでおります、まず。そのように理解していただいたらうれしいです。もう1点の現状の医師に対しての私からの説明ということ、これはその都度漏れなくやっています。それと、私も向こうから求めてはらへんに押しかけて、いろいろ自分の思いをぶつけているぐらいでして、その辺についてはもうこれ以上はできんなというぐらいしているつもりでおります。中村医師、その他のお医者さんに至っても。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） そのように説明をされているんだということで、話はよくわかるんですが、条例がこれ例えば議決になれば、正式にきちっとその医師団を集めて全ての医師に、町の職員ですので、町長からきちっとという場所を設けるべきだと、併せてそういう点も、もう一度私はそうすべきだと思いますので、町長の見解、伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 4月1日から実施しますので、もちろんそういう機会があろうと思うんですけど、もう就任以来ずっとお医者さんとやっていますので、日々やっているほどの思いでいるんですけど、もちろん任命権者なんで、最終的には私がすることになります。それ

を間違えることはありません。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 小田です。

今回の京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例、つまり京丹波町にある病院、診療所を一本化するという内容につきましては、全員協議会でも説明を受けたところでございまして、一本化の理由として一つには京丹波町医療等審議会答申の尊重、二つ目には医師派遣の窓口一本化を行い、京丹波町病院への派遣とする体制づくり、三つ目には、今後の京丹波町病院、京丹波町医療体制、病院診療所の安定に向けての体制づくり、それから四つ目に、今後の和知診療所の常勤医師1名に対する応援体制づくり、五つ目には、将来の京丹波町方式地域医療ケアシステムづくりのステップというようなことで、メリット面についてたくさんの説明を受けたわけですが、メリットの裏には必ずデメリットというのはあるというふうに私は思っているわけですが、そのデメリットについてどういうふうに町として認識をされているのか、この点についてまず伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのご質問でございますが、あえてデメリットを今掘り下げてしているようなものではございません。やはり前向きに前進に進むということを前提に、今回の条例等を提案させていただいておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） デメリットはないということで、メリットばかりというような答弁やったというふうに思うんですけども、和知地域の住民にとりましては、町長、ご承知のように和知診療所を合併前の形に戻すことを選挙公約として多くの支持を得られて、このことは結果的には和知地域の医療に対する不安感を解消してほしいという思いが非常に強くあったというふうに私は思っております。そういうことから、町長もいわゆる過疎地の地域医療の非常に弱いところを何とかするというような思いで強い決意を持っておられるというふうに理解していたんですけども、いわゆる私がいろんな町民の方から聞く中身につきましては、

そのデメリット的な要素として、住民の感情的なもの、感覚的なもの、これはかなりあるんじゃないかなというようなことを感じているところです。それが本当にそうなのかということとは、よくわからないんですけども、感覚的にそういう部分を感じる部分がこれはたくさんあります。その一つには、いわゆる町長の公約とのその整合性といいますか、本当に和知地域の医療がよくなっていくんだらうかという不安感も重なっているわけですけども、そういう部分があることと、それから今、和知町時代からずっと独立して医療機関を守ってきたという、そういう意識、強い意識があって、統合されてしまうんじゃないかというような感覚的な問題。それから、将来的にどうなるんやろうという不安感、それから過疎地域の地域医療、いわゆるかかりつけ医というのは、長期的にやはりそのお医者さんが、核となるお医者さんがおられると。このことが非常に重要やないかなというふうに思うんですけども、その部分に対する不安感もあるんじゃないかなというふうに思っております。従いまして、やっぱりこの不安感を取り除いて、医療審議会の答申にあるように、これ私たちのまちの私たちの病院という形をつくりこんでいこうと思えば、やはり和知地域の町民に対して、本当に和知地域の和知診療所を中心とした医療介護保険ですか、そういう形をどうつくっていくのかということをもう少し形づけて説明をする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そのことは、もう答申にあるようなやはり自分たちの病院だと、自分たちの診療所だと、そういう意識ができてくるんじゃないかなというふうに思います。

今のところ、やはり先ほど町長が区長会への答弁のこともおっしゃいましたけども、いろいろなまだ意見が交錯しているというふうに私は感じておりますので、その辺の認識について町長どう感じておられるのか、その点を伺いたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公約実現する以外に解消の方法はないというふうに理解しています。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） まさにそのとおりだというふうに思うんですけども、ただ、元の形に戻すというような形で町長は町民に説明をされておられまして、その元の形へ戻すというのは、ひっかかっているといいですか、人がまだたくさんいらっしゃるということを申し上げておきたいと思います。

それから、山田議員のほうからも質問ありましたけども、その過疎地域の医療というのは、先ほども少し申し上げましたけども、その地域の医療に理解があって、継続的にやっぱり献身的に努力いただけるような医師があつての取り組みだというふうに思っております。その点からは、現状のその医療の医師の体制、将来的にも保障されるようなといいますか、そう

いう取り組みも必要じゃないかなというふうに思っております。その上で医師確保に取り組んでいくということが、これ非常に大事じゃないかなというふうに感じているところでございます。従いまして、現状の医療体制、これは最低限確保していくという答弁でありましたけども、説明でありましたけども、このことに対する努力、これも非常に大切だというふうに思っておりますので、意見として申し上げておきたいというふうに思います。

それから、地域格差のないサービスの提供ということで、これは京丹波町一本化にすることによって、町域全体がやっぱり同じサービスを受けられる。こういう形をつくり込んでいくということ、これがやっぱり合併した京丹波町の一体化ということの、一番大きなことだというふうに思いますので、地域格差のない介護保険のサービスを受けられるような仕組みづくり、この点についてもご努力いただきたいというふうに強く感じているところでございます。町長のその意気込みといいますか、見解をお聞かせいただけたらありがたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私、1点だけお答えしておきますけれど、元に戻すということは言っておりません。

以上でございます。

○町長（寺尾豊爾君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ちょっと1点お伺いしたいと思います。

先月の28日に全協でこの一本化に対して説明をいただきまして、その中で和知の歯科のほうから訪問口腔衛生指導というようなことの質問もありまして、佐藤院長からもちょっと説明をいただいたんですけども、その中で、京丹波町病院に入院されている方を訪問、診察されるんですけど、歯科の場合は特別な医療器具が要りますよね。その点もありまして、どの程度まで診察をしていただけるのか、そしてまた医師もこうして訪問する場合、先ほどからありましたやはり医師にも負担もかかることにはなるかと思うので、その点の医師との協議もきちんとされておられるのか、その点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 課長から答弁させますので。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのご質問でございますが、前も全協でお話させていただきましたとおり、簡易な診察の器具等は持っております。もちろん歯医者の中の診察場でできるような完全なものではございません。従いまして、今現在、歯科の先生方と今後こ

うしていこうというようなお話を今いろいろ詰めさせていただいておる最中でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま提案されております、議案第4号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場より討論いたします。

医療は、私たちの生活にとってなくてはならない重要な生活基盤とされながらも、平成13年度以降、構造改革の名のもとに推し進められた国策とともに大変厳しい状況となり、現在、本町を取り巻く医療環境はさらに深刻な問題として推移しております。

こうした中、本町においては平成19年3月に出された、京丹波町地域医療対策審議会答申書においても早急な改善が求められたところです。

京丹波町内においても特に医療過疎地とされる和知地域の住民の中には、行政再編以降、今日までの経過を目の当たりにし、毎日の暮らしの中での大きな不安、そして医療行政に対するやるせない不振が渦巻いております。旧町の時代より先輩の皆様が大変なご苦勞をされ、脈々と受け継がれてきた地域医療の火を消すことは決して許されないことです。このような背景のもと、住民の健康を守り、安心と安全を確保するという地域の実情に即した医療の提供を目指し、京丹波町医療等審議会が発足し、運営、経営改善に向けての答申がなされました。審議経過の中には、審議会顧問である府立医科大学、学長の発言として、医師不足の昨今、最初から診療所に出向く常勤医師は医大を初め医療機関でも皆無状態であり、今後の対策としては、町立病院を核とした受け皿づくりの体制整備が急務であるとの助言があり、現在の医師派遣元である京都府立医大から継続して常勤、非常勤を問わず、医師の派遣を受けなければ病院、診療所の運営そのものが成り立たない現実のもと、町内の医療体制を一本化し、受け皿としての少しでも太い基盤を構築する必要性が喫緊の課題として求められております。

一方、財政面においては、町内の医療機関がそれぞれ病院事業会計、特別会計として異なる形態のもと、一定規模の繰入金及び負担金に依存した運営状況にあり、町財政に影響を与え、それが転じて住民に財政上の不安となっている現状にも言及されております。

また、過日実施されました、和知地域地元区長会においての住民の声は、地域の方々が真っ先に診てもらえる診療所機能が安定した状態で機能する組織を切望するものでした。さらには、医師を初め少ない技術関係らに不慮の問題が発生したときには、その手薄な状況をオール京丹波町で補える運営形態を求めるものであり、かつ行政再編のスケールメリットを最大限に活かした上での一体化した経営改善は、既に実施されていて当然であるとの厳しい声も聞かれました。

組織体制を見直すことにより、赤字経営の改善を目指し、和知診療所の維持、存続のみにとどまることなく、和知診療所の機能拡充に直結する施策として実施され、町民の誰もが安心して健やかに生活のできる医療の提供体制の構築を望み、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

岩田君。

○2番（岩田恵一君） ただいま提案の京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例に、私も賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

今回の条例改正は、京丹波町の医療の確保及び町立医療機関のあり方についての医療等審議会の答申を受けまして、町立医療機関の医療体制における医師の確保が喫緊の課題であり、町民が安心して医療提供を受けられる体制の構築が急務であるとの判断とともに、府立医科大学、山岸学長から、医師確保における提言も加えた中で、京丹波町病院と和知診療所及び歯科診療所を一体的に運営することが経営の効率化につながるのとことから行われるものであります。特に、和知地域の皆さんが心配されている医療機関の存続と充実という課題解決には、今回の改正はどうしても避けて通れない必要不可欠な措置であると考えられ、このことが和知診療所の医療施設としての経営形態を保全する効果ある有効な運営体制と、和知地域住民の安心・安全を担保する改善策であると信じてやみません。

今後も、さらなる町民の安心・安全のための医療施設の構築と、恒久的な医療体制の充実に向けた運営を望み、本条例に賛成といたします。

○議長（西山和樹君） これを持って討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

議案第4号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいまから10時25分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（西山和樹君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を始めます。

《日程第6、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について～日程第30、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長（西山和樹君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります、日程第6、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第30、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

これより、日程第6、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第30、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、議案第5号から29号まで説明をさせていただきます。

議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、瑞穂地域と和知地域を結ぶ町営バス路線を開設するほか、質美小学校の閉校に伴う停留所名の変更、また、定期旅客料金の見直しを行うもの。

議案第6号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ケーブルテレビの全町開局に伴い、管理する施設の変更や利用料算定の見直しなどを行うほか、丹波町農業情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止するもの。

議案第7号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、インターネットサービスの接続先の変更に伴い、提供するサービスや利用の手続を変更するほか、丹波町地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例を廃止するもの。

議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び議案第9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職等の給料、期末手当について、引き続き支給額を10%減額するもの。

議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の改正に伴う所要の改正及び病院、診療所及び介護療養型老人保健施設で夜間勤務及び宿日直業務に従事する職員の処遇を改善するため、手当の支給金額を変更するもの。

議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当について引き続き支給額を10%の減額とするもの。

議案第12号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老人保健特別会計を廃止するとともに、弾力条項の適用対象となる会計の整理を行うもの。

議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額などについて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算から議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の総額は、105億3,700万円。前年度当初予算に比べ9%の増額。病院事業を含む特別会計では、水道事業や京丹波町病院特別会計の増額要因により、85億399万円と、前年度対比9.9%の増額となっております。

全ての会計を合わせますと、総額で190億4,099万円となり、前年度対比16億3,634万円、9.4%の増額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明をいたします。

総務費では、財政健全化対策に引き続き積極的な取り組みを行うこととし、土地開発公社先行取得用地買戻しのための繰出金に1億3,092万1,000円。財産管理事業に2億6,636万7,000円を計上しております。

平成21年度から順次対象を拡大してまいりました電子入札は、3年目を迎えることから、全面実施とし、その経費に238万円。また、町勢要覧を新しく作成するための経費に180万円。協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の育成と組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金や地域力向上事業助成金に合わせて434万円。JR和知駅の振興対策として、和知駅振興事業補助金117万円を計上しております。

また、町営バスの運行経費を補うため、町営バス運行事業特別会計への繰出金に5,422万円を計上したほか、須知高校への通学支援に町営バス利用促進補助金として66万円を計上いたしております。その他、継続的な事業では、合併特例債を活用した振興基金積立事業に1億6,368万円を積み立てることといたしております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆さんが住みなれた地域で安心して自立した日常生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における次世代育成の充実、拡充に配慮した予算計上に努めたところであります。

まず、次代を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から創設されました子ども手当支給事業に2億6,867万円。障害者の自立支援事業に2億7,113万円。介護保険事業に2億5,022万円。さらに高齢者の孤立、孤独化に対応するため、ひとり暮らし高齢者等への訪問事業など、高齢者ふれあい推進事業に450万円。高齢者の在宅生活に包括的に支援する地域包括ケアシステム構築事業に320万円。介護療養型老人保健施設運営事業に3,958万円。後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など、関係経費に2億4,929万円を計上し、引き続き制度の円滑な運営を図ってまいります。

また、本町独自の取り組みとして、発達支援事業に591万円を計上したほか、すこやか子育て祝い金事業800万円。ファミリーサポート事業に300万円。子育て医療費助成事業に3,772万円。保育所費には、3億2,882万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することといたしております。

保健衛生費では、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し引き続き各種健診事業を無料で実施してまいります。生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,622万円。新たな取り組みとして、働く世代への大腸がん検診推進事業や、受診対象者を拡大した前立腺がん検診など、その他健康診査事業に4,259万円。また、安心して妊娠、出産ができる体制の確保のため、妊婦健康診査に704万円を計上しております。予防費では、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを含めた子宮頸がん予防ワクチン等接種促進助成に1,288万円を計上いたしております。また、病院等の診療所費では、旧瑞穂病院の解体工事費用を補助するほか、和知診療所及び和知歯科診療所を京丹波町病院と一本化することに伴う、直診勘定の出納整理費用を予算化する必要があることから、前年度に比較して1億8,597万円増額の5億937万円を計上いたしております。

環境保全、地球温暖化防止など、重要な政策課題となっております環境衛生対策では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金に480万円を計上したほか、下水道会計への繰出しを含め7,037万円。

清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして、2億9,887万円。簡易水道費には、3億4,052万円を計上しております。

また、労働費では、緊急経済生活支援対策事業に2,404万円を計上し、雇用の創出を図ってまいります。

農林水産業費につきましては、農業費では、予算を一本化し、対策の強化を図る有害鳥獣対策事業に5,633万円。中山間地域等直接支払事業に1億1,510万円。農地・水・環境保全向上対策事業に1,047万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、農業機械導入を初めとする農業振興事業に1,044万円。特産物等作付助成などの水田農業構造改善対策助成事業に2,272万円を計上し、営農組織等の担い手育成や特産物の生産振興を図るほか、京丹波食の郷創造プロジェクト事業に308万円を計上し、食をテーマとした新たな取り組みを進めてまいります。また、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業に830万円を計上し、事業計画の立案に取り組みます。

情報基盤の整備につきましては、4月に町内全域においてケーブルテレビの開局を迎えるところではありますが、残事業として農業情報気象観測装置設置工事とデジアナ変換構築工事、また防災用備品として各区公民館に設置するファクス機購入などに合わせて3,693万円。3月末で事業を終了する農村情報施設の撤去整備事業として1億1,924万円を計上いたしております。

林業費では、林業の担い手育成を初めとする林業振興対策事業に1,505万円。森林整備地域活動支援事業に1,518万円。間伐材等の活用研究を行う、木のぬくもり活用推進事業に1,020万円を計上するほか、新たな森林管理道の開設に1,732万円。林道改良事業に1,810万円を計上し、森林の整備保全と路網整備の推進を図ってまいります。

商工費では、商工会のプレミアム商品券発行事業や小規模事業経営支援事業への補助を初め、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2,182万円。融資保証料補給事業に550万円を計上し、低迷する消費経済の影響を受ける小規模店舗や中小企業への経営支援を行うことといたしております。

また、観光振興事業に657万円を計上し、仮称、京丹波町観光協会の設立と円滑な運営を目指してまいります。

土木費では、畑川ダム関連事業として周辺整備計画に要する経費を含め、1億5,553万円を計上するとともに、道路新設改良費には主に継続事業を含む16路線の改良費のほか、丹波パーキングを利用した地域振興施設の基本計画策定経費などに3億1,610万円。都市公園整備事業に4,966万円を計上したところであります。

また、町道修繕等に係る維持管理事業では、橋梁長寿命化修繕計画の策定を含む事業費として4,237万円を計上し、既存施設の維持管理に努めることとしております。また、個人住宅の改修工事に助成を行う住宅改修補助金には、2,000万円を計上いたしております。

消防費では、中部広域消防組合負担金、2億4,224万円。消防団運営費に7,372万円のほか、消防車更新事業に6,110万円。自主防災組織育成事業費補助金に100万円を計上し、安心・安全なまちづくりの基盤整備を図ってまいります。

教育費では、総額で7億2,275万円を計上しております。瑞穂地区における学童保育施設の改修整備に504万円。中学校の給食実施に向けた調査、設計等に2,002万円。国民文化祭の開催事業費に552万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上したところであります。

次に、歳入についてであります。町税につきましては、平成22年度の決算見込み額と地方財政計画の指標を検討の上、過大見積もりにならないよう計上したところであります。現下の経済情勢の中にあつて、町民総所得の伸びは依然としてマイナス基調であり、加えて健康志向等による町たばこ税の落ち込みなどにより、前年度対比2,179万円減額の16億63万円を計上しております。

贈与税、交付金関係につきましては、平成22年度決算見込みや京都府の推計値をもとに算定した結果、前年度対比1,130万円減額の4億1,760万円の計上となりました。

地方交付税につきましては、地方財政計画では前年度比約5,000億円の加算となっておりますが、本町におきましては普通交付税の合併算定特例による一定額と地方再生対策費の算入、1億3,103万円。雇用対策あるいは地域資源活用推進費1億5,345万円などを試算した基準財政需要額をベースに算定しました結果、特別交付税も含めた地方交付税全体としては3億円増額の50億円を計上したところであります。

平成23年度は、施政方針で申し上げましたように、私の町政推進の実行2年目であり、安心・活力・愛のあるまちづくりに向けたきめ細かな保健福祉関係事業や、将来展望に立った活力ある社会基盤整備の計画策定、また財政健全化に向けた土地開発公社保有地の買戻しなど、積極的な予算編成等をしたところであります。このため、特定財源の確保と地方債発行の抑制に留意しながら、見込める財源をほぼ満額計上するとともに、22年度の積立目的に沿った財政調整基金の取り崩しも一部行う中、編成したものであります。

長引く景気の低迷により、個人所得も大きく減少するなど、財源の確保が大変厳しい状況ではありますが、選択と集中により後退させてはならない住民生活に密着した行政水準の維

持はもちろん、住んで良かったとだけ思っていただけの町政推進に全力を傾けてまいり所存であります。

議員各位、町民の皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます、引き続き特別会計につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計事業勘定では、18億3,723万8,000円を計上しております。国民健康保険は、高齢化の進展による医療費の増加に加え、今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下等により、財政状況は危機的状況にあり、抜本的な制度改革が待たれるところであります。特に、国保税率の算定に当たっては、安定的で持続可能な制度運営に向けて23年度においては、所要の税率改定を行うべきところでありますが、長引く不況と大変厳しい経済情勢や住民負担に配慮して据え置くこととし、医療費の適正化対策や収納率向上対策に取り組み、財政安定化と負担の公平性の確保を図ってまいります。また、京都府国民健康保険広域化等支援方針に基づく共同事業等を活用し、業務の効率化を図ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、1億9,622万5,000円を計上しております。本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。平成22年度から開始した人間ドック助成事業に121万3,000円を計上したほか、一般会計からの繰入金につきましては、事務費及び低所得者の保険料軽減分を公費で補填するために行うものであります。

介護保険事業特別会計事業勘定では、18億3,565万8,000円を計上しております。平成21年度からの第4期介護保険事業計画の最終年度を迎え、次期介護保険事業計画の策定年度となっております。引き続き介護保険給付の適正化と介護予防事業や、地域支援事業の充実を図り、自立した日常生活が営めるよう、介護保険事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。サービス事業勘定では、地域包括支援センターを拠点に介護予防支援事業の推進を図ってまいります。また、老人保健施設サービス勘定では、1億1,310万円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問機能と組み合わせ、在宅復帰や在宅療養の支援など、包括的なケアに取り組んでまいります。

水道事業特別会計につきましては、16億150万円を計上しております。施設の適正な管理を図るとともに、必要となる施設整備を行い、安全で安定した給水環境の整備に努めてまいります。施設整備では、丹波・瑞穂地区では、戸津川地区の配水施設と和田寺谷団地内の配水管整備を行う予定としております。畑川ダム関連では、平成24年度の完成に向け、

本格的な建設工事に係る事業負担金として3億7,832万5,000円を計上しております。和知地区では、西部地区の浄水場や取水施設に係る工事に着手し、1日も早い供用開始を目指してまいります。

下水道事業特別会計につきましては、10億9,100万円を計上しております。使用料の確保と施設の効率的な運営を図り、経費縮減に努めてまいります。施設整備事業では、公共下水道下山処理区における不明水対策としての老朽管改善工事と農業集落排水施設における、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開設により支障となる市森地区処理施設の解体及び須知地区処理施設への接続に向けた管路整備などの継続事業を計画いたしております。

町営バス運行事業特別会計につきましては、8,736万1,000円を計上し、小学校統合に伴うスクールバスの増発や桧山和知線の新設、あるいは既存路線のダイヤの見直しなどを行い、安全運行を第一に、児童生徒の通学や町民の利便性の確保に努めてまいります。

国保京丹波町病院事業会計では、病院、診療所の一本化により、収益的収入に12億8,610万円、支出に13億8,846万3,000円。資本的収入に1億4,727万7,000円、支出に1億7,760万円を計上し、資本的収支に不足する3,032万3,000円は過年度分損益勘定留保金で補填することとしております。なお、収益的収支の差額1億236万3,000円につきましては、京丹波町病院事業において旧瑞穂病院解体撤去に係る固定資産除却費を特別損失として計上したものであります。病院建設事業債の償還も本格化し、引き続き厳しい経営環境であります。経営の健全化と保健・福祉・医療・介護の連携強化を図るとともに、患者のニーズに応えられる地域包括医療の推進に努めてまいります。また、医師確保についても京都府や府立医大への要望を初め、奨学金制度の活用などに全力で取り組み、安定した医療体制の確立に取り組んでまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、土地開発公社からの京都縦貫自動車道関連事業用地の買戻しを主なものとして、1億3,125万5,000円。

育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、473万7,000円を計上いたしております。

須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理、住民団体への助成を中心として編成したものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

細部につきましては、所管する課長より説明させますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

なお、平成22年度の補正予算等につきましては、後日、追加提案させていただきたく思

っておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順をお願いをいたします。

中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） それでは、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、新規路線の追加と停留所名の変更及び定期旅客料金の改正を行うものでございます。

3枚目からの新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきます。

第2条の路線及び運行区間の中段のところ、新規のところですけども、桧山和知線を新たに追加をしております。これは、これまで要望をいただいておりますが実現をしておりました、瑞穂地区と和知地区を結ぶ路線を新たに運行するものでございます。

運行区間としましては、基点を桧山、終点を和知駅としまして、京丹波町病院前、豊田、富田、升谷橋、和知中学校前などを主な経過地として運行を行うものでございます。

次に、裏面の別表第1、第3条関係でございますけれども、この下から4行目のところに質美小学校前とございます。これは、瑞穂地区の小学校の統合に伴いまして、質美小学校が閉校となりますことから、質美線のバス停のうち、質美小学校前を新しく上野に名称変更を行うものでございます。

また、1枚めくっていただきまして、その裏面に新しく桧山和知線の停留所名が書かれております。これにつきましては、先ほど説明しましたように、桧山を基点としまして、和知駅までの区間でそれぞれここに記述のバス停を経由していくものでございます。

次に、見開きで別表第2、第4条関係の運賃表がございます。この見開きの運賃表につきましては、質美線というところで、そこで下のほうに変更前、質美小学校前という路線名称がありまして、これが新規で上野というふうに名称変更をするものでございまして、これに係ります料金等の変更は発生はしないものでございます。

また、次のページに桧山和知線が新しく新設をしております。これにつきましては、運行キロ数に乘じまして、運賃がそれぞれございますので、その運賃表を新しく追加をするものでございます。

最後に、一番最後の裏面の別表第3、第5条関係でございます。これは、定期旅客料金の算出根拠となりますこれまでの計算日数で、1カ月当たり30日での計算としておりました

けれども、実際に運行します25日として見直しを行い、料金を算出したものでございます。これによりまして、別表第3、第5条関係の定期旅客料金表を変更をするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただきますように、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第6号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、ケーブルテレビの全町開局に伴いまして、管理しております施設の追加等を行うもの、及び利用者の公平性を保つため、利用料等の所要の改正を行うものでございます。

2枚目の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

まず、右側、変更前の上段の区分、連絡伝送路の位置におきまして、福知山市の一部の地域を加えておりました。これは、旧瑞穂町ケーブルテレビの構築工事を行った際に、旧三和町の加用地区と猪鼻区が合同でテレビ共聴組合を運営をされていたことから、特例によりまして、京丹波町ケーブルテレビのサービスを提供をしてきたところでございますが、本年4月から福知山市のケーブルテレビ施設によりまして、受信が可能となることから、今回、削除をするものでございます。

次に、新規のところの左側の区分、管理施設に丹波サブセンター施設、和知サブセンター施設を新たに追加するものでございます。丹波情報センター内と和知支所内にそれぞれ設置しました中継施設を、京丹波町情報センターの管理施設とするものでございます。

次ページに移りまして、右側、区分端末設備で、告知端末機とセットであります電話機を今回新たにモデムに変更するとともに、ホームターミナル、セットトップボックスは削除をするものでございます。これは、瑞穂地区加入者宅に設置してあります告知端末機の変更に伴いまして、モデム装置が新たに追加になること及び電話機は4月1日以降に無償譲渡あるいは撤去することから、今回、変更を行うものでございます。また、基本利用料により設置する端末設備は、双方向保安器、またはONUと告知端末機（モデム含む）であり、ホームターミナルとセットトップボックスは付加サービスであることから、加入者が基本利用料に含まれると勘違いする恐れがありますので、今回、削除をするものでございます。

次に、別表第3、第12条関係のア、基本利用料で、右側変更前の区分、集合住宅の家主の利用料におきまして、現行では2,000円掛ける入居可能戸数と明記され、空室についても料金が必要となり、利用実態にあわないということがございますので、新たに2,000円掛ける入居戸数として実態にあった利用料金とするものでございます。あわせまして、

丹波町農村情報連絡施設の業務が平成23年3月31日をもって終了しますことから、附則によりまして、京丹波町農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、インターネットサービスの接続先の変更に伴い、提供するサービス及び施設の変更を行うものでございます。

ケーブルテレビ拡張工事に伴いまして、インターネット接続サービスを行うための上位プロバイダーがケイ・オプティコムからザック関西マルチメディアサービスに変更となったことから、メールアドレスの追加やパソコンの接続台数の変更、あるいは管理が加入端末で行われるようになったもので、2枚目の新旧対照表にございますように第5条関係の第2号及び第7条を削除するものでございます。あわせまして、丹波町農村情報連絡施設業務の終了に伴いまして、これまで丹波地区で行ってまいりましたインターネット接続サービス業務を終了し、京丹波町ケーブルテレビにおいて新たなインターネット接続サービス業務を行うため、附則によりまして、丹波町地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の廃止を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の提案理由にございますように、現下の厳しい財政状況に鑑みまして、町長及び副町長の給料及び期末手当を23年度におきましても引き続き100分の10減額するものでございます。

次に、議案第9号でございますが、京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、同じく教育長の給料及び期末手当を23年度におきましても引き続き100分の10減額するものでございます。なお、町長、副町長、教育長の減額分の合計につきましては、年間約474万円となるところでございます。

続きまして、議案第10号でございますが、京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の制定でございますけれども、まず人事院規則の改正に伴う所要の改正及び病院診療所及び介護療養型老人保健施設で夜間勤務及び宿日直業務に従事する職員の処遇改善のために、夜間勤務手当及び宿日直手当の金額を変更するものでございます。

まず、人事院規則の改正に係る部分でございますが、新旧対照表でご説明をしたいと思います。

第13条第3項の下線の引いてある部分でございますが、括弧書きの部分を今回削除するものでございます。これにつきましては、昨年4月1日から月60時間を超える超過勤務につきましては、超過勤務の抑制の観点から超えた時間の25%部分を原則代休として指定する。ただし、職員が希望しない場合は、25%の割り増しの時間外勤務手当を支給することになったところでございますけれども、今回の改正につきましては、その月60時間の算定につきまして日曜日については本来法定の休日であるということから、この60時間の算定に積み上げないこととされておったところでございますけれども、民間の実態を踏まえまして、日曜日の勤務時間数も含めるということとされましたために、その規定を削除するものでございます。

次に、夜間勤務手当及び宿日直手当の金額の改正であります。これにつきましては、一枚ものの資料を配付をさせていただいておりますので、それをご覧いただきたいと思っております。

内容といたしましては、医師、看護師等の処遇改善を図るため、長年据え置いたままとなっております看護師及び看護助手の夜間勤務手当につきましては500円の引き上げ、医師につきましては、宿直、日直についてそれぞれ1,000円の引き上げ、また半日直と夜間診療につきましては500円の引き上げを行うというものでございます。なお、その他の医療技術職や事務職の宿日直につきましても500円の引き上げを行うというものでございます。

次に、議案第11号でございますが、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

管理職手当につきましても23年度も引き続き100分の10減額するものでございまして、現状の職員で試算をいたしますと、年間約135万円の減額となるところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号から11号までの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、私のほうから議案第12号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

平成20年4月に従前の老人保健医療制度にかわって、後期高齢者医療制度がスタートしたところでございますが、過年度分老健医療費の支払いや精算を行う必要があったことから、高齢者の医療の確保に関する法律附則第39条の規定により老人保健特別会計を設置しておかなければいけない期間として3年間で定められておりました。このほど、設置義務期間が終了するため、平成23年度からは旧老健制度の過年度分等については、一般会計の事業において対応することとし、老人保健特別会計を廃止するものでございます。併せて、条例第3条で規定しております地方自治法第218条第4項に基づく弾力条項の適用することのできる会計を整理することといたしております。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係では、第2号の老人保健特別会計を削り、以下1号ずつ繰り上げることにいたしております。第3条関係では、先ほど申しましたように特別会計において弾力条項を適用するためには、条例の定めが必要となっておりますが、今回、対象とする会計を整理し、水道事業特別会計、下水道事業特別会計、町営バス運行事業特別会計といたしております。

以上、簡単ですが、議案第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産育児一時金の額等について改正するものでございます。出産育児一時金につきましては、平成21年10月からことし3月までの間、少子化対策の一環として暫定的に引き上げられ、支給額が39万円となっておりますが、恒久的に39万円とする改正が行われることに伴い、条例改正をお願いするものであります。なお、現在、産科医療補償制度に加入している医療機関、助産施設で分娩をされた場合には、3万円を加算するため、実際は42万円の給付となっておりますし、この条例改正によって給付額の変更はございません。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第5条中、35万円を39万円に改めるものでございます。ただし書きにありますように、先ほど申し上げました産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩された場合には、保険料相当額である3万円を加算することになり、実際の支給額は42万円となっております。第8条の改正につきましては、根拠となっております、国民健康保険法の改正に伴う改正でございます。附則第6項につきましては、この度の経過措置が満了することから削除するものです。なお、本改正条例の施行日につきましては、根拠規定を改正する部分については公

布の日から、出産育児一時金の引き上げに係る分については、平成23年4月1日からとしております。

以上、簡単でございますが、議案第13号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算について、補足説明を申し上げたいと思います。

23年度の一般会計の予算総額でございますが、105億3,700万円と定めさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書のほうで説明をさせていただきたいと思います。

10ページをお願いしたいと思います。

第2表の債務負担行為でございます。事項といたしましては、地上権設定に係る賃借料でございます。グランパールのゴルフ場にかかわる土地所有者への賃借料につきまして、町とJRとの契約期間に基づきまして債務負担行為を定めるものでございます。これまでは、債務負担行為の設定は行っていなかったところでございますけれども、町の将来の義務負担に変わりはないということで、今回、現契約期間について限度額を定めさせていただいたものでございます。

次に、11ページの第3表の地方債でございますが、それぞれの歳出事業の財源として発行させていただくものと、臨時財政対策債の発行をお願いするものでございます。総額につきましては、12ページでございますが、9億7,020万円でございます。前年度比では、730万円の減額となっております。発行額のうち、5億3,270万円につきましては、交付税の振替措置である臨時財政対策債であり、また全ての発行額うちの交付税算入につきましては、過疎債等の高率な起債の関係から8億2,593万円を推計をしております。率にいたしますと85.1%の算入率となるところでございます。

次にページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入の5ページをお願いしたいと思います。

町税でございますが、まず町民税の均等割でございますけれども、税率は3,000円。納税義務者を7,025人、それから家屋敷分200件を見込みまして、徴収率は97%を見込んでおります。金額で2,102万4,000円を計上させていただいております。個人の所得割につきましては、税率6%でございます。課税の基礎となります総所得につき

ましては、これまでの経過や経済情勢等を勘案をいたしまして、平成22年度所得のマイナス0.7%といたしまして、課税標準額を推計したところでございます。さらに、税源移譲に伴う住宅ローン控除分として2,144万2,000円を差し引いたところでございます。

以上のような要素を含めまして、個人町民税の現年分につきましては、4,041万円余りの減額となる4億6,454万円余りの計上とさせていただいております。

また、その下の法人税でございますが、均等割につきましては、373法人を見込んでの計上となっております。法人税割につきましては、22年度の決算見込み額のマイナス10%で推計しておりますが、22年度は景気の持ち直し傾向が見られたことから、2,210万円増額の7,200万円の計上となっておりますところでございます。

固定資産税につきましては、22年度中の家屋の新築などの異動を反映した電算システムでの集計により算定したもので、地価下落に伴う修正等も反映したものでございます。

償却資産につきましては、22年度の決算見込みから過去3カ年の平均伸び率により算定しておりまして、固定資産税の現年度の総額につきましては、8億7,759万9,000円の計上となっておりますところでございます。

次に6ページの軽自動車税でございますが、課税台数を1万1,159台として推計したものでございます。

その次の町たばこ税でございますが、22年度の決算見込みから算定しておりますが、値上げの影響や近年の健康志向等から、前年度比1,018万9,000円の減額となっておりますところでございます。なお、たばこ税率につきましては、昨年10月から1,000本当たり4,618円となっておりますところでございます。

以下、地方譲与税及び各種の交付金が続くわけでございますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づき計上させていただいたものでございます。

次に、8ページの中段の地方交付税でございます。

まず、算定の基礎となります、基準財政需要額であります。平成20年度から地方再生対策費という都市部に集中する地方税の偏在是正による交付税措置分が算入をされております。また、特別枠として、地域活性化雇用等対策費というものが算入されることになっておりまして、ここには住民生活に光をそそぐ事業分も盛り込まれているところでございます。本町におきましては、この二つの措置分で約2億8,000万円を算入しているところでございますが、一方で測定単位となる国勢調査人口が平成17年と比較いたしますと1,157人減少しておるという関係で、通常分の経費算定は減額ということになっております。22年度の当初算定と比較をいたしますと、約1億円の減額を見込んだところでございますが、

今回、当初予算におきましては、積極予算の財源確保という点もございまして、前年度比2億5,000万円増額の45億5,000万円を計上させていただいております。

また、特別交付税につきましても5,000万円増額の4億5,000万円を計上し、合わせて3億円増の50億円を計上をさせていただいたところでございます。

次に9ページからの特定財源の関係でございしますが、それぞれ積算根拠等、十分ではございませんけれども、説明欄に記載をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

少し飛びますけれども、33ページをお願いしたいと思います。

下段の基金繰入金でございしますが、二つ目でございまして、財政調整基金につきましては、今年度は1億8,000万円余りを計上させていただいております。これは、町長の提案理由でも説明のあったところでありますが、23年度における丹波パーキング構想や有線情報システムの撤去、また旧瑞穂病院の解体に係る臨時経費などの財源に充てるということで、22年度に積み立てをした目的に沿った繰り入れをお願いしているというところでございます。

また、最下段の先行取得用地活用対策基金繰入金であります。今年度につきましては3億9,700万円余りの繰り入れを計上させていただいております。財政健全化対策として、土地開発公社の保有土地の債務縮小が課題となっておりますことから、積極的な買戻しを行うということとしております。内訳といたしましては、和知地区の才原の京都縦貫自動車道関連事業用地6,119.10平方メートルの買戻しに係る特別会計繰出金分として1億3,092万1,000円。それと蒲生野のビジョンダンマークの奥側でございまして、まちづくり推進事業用地、8,233.86平米、これの買戻し分といたしまして2億6,636万7,000円の繰り入れをお願いしております。

さらに34ページでございしますが、住民生活に光をそそぐ基金繰入金といたしまして、1,100万円を計上させていただいております。1月の臨時会でお認めをいただきました基金からの繰り入れでございまして、在宅高齢者支援事業や町営バス繰り出し事業、あるいは観光振興事業等に充当させていただくものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、歳入予算の補足説明とさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、47ページをお願いしたいと思います。

歳出予算でございしますが、まず総務費の財産管理費でございまして、最下段の公有財産購入費でございしますが、これはただいまも歳入で申し上げました蒲生野のまちづくり推進事業用地の買戻し分でございます。

また48ページでございますけれども、繰出金といたしまして先ほど申し上げた和知地区の京都縦貫自動車道関連事業用地分を計上させていただいております。この和知分につきましては、土地取得特別会計での債務負担となっておりますことから特別会計への繰出金ということで計上させていただいております。

また、閉校となります瑞穂地区の三つの小学校につきましては、普通財産として管理をしていくということになりますので、今回、この財産管理費の中の各費目に渡っているところでございますが、合わせて620万4,000円を計上させていただいたところでございます。

少しページを飛ばさせていただきまして、53ページをお願いしたいと思います。

諸費の負担金補助及び交付金の一番下でございますが、和知駅振興事業補助金117万6,000円でございますが、これにつきましては本町の玄関口である和知駅を地域振興の拠点として維持をしていくために鉄道利用者の利便性の向上でありますとか、観光振興などに取り組みしております和知の駅を守る会に支援を行うものでございます。

次に交通対策費の事業項目の二つ目でございますが、町営バス運行事業特別会計繰出金5,422万4,000円でございますが、23年度から開始いたします桧山和知線や瑞穂地区の小学校統合に伴うスクールバスの増便等に伴いまして、対前年度1,089万4,000円の増としているところでございます。

54ページでございますが、地域振興事業費の協同まちづくり事業として557万円を計上させていただいております。主には、住民自治組織まちづくり交付金として14団体、これは一団体均等割が20万円、人口割1人当たり50円ということで、364万2,000円の計上となっております。またその下の地域力向上事業助成金につきましては、一団体5万円として14団体分を計上させていただいております。

次に57ページからは、徴税费となるわけですが、59ページをお願いしたいと思います。

負担金補助及び交付金で、真ん中ほどでございますけれども、京都地方税機構負担金として職員人件費やシステムの経費の負担金分等として1,533万9,000円を計上させていただいております。

次に61ページをお願いします。

61ページからは、選挙費でございますが、一番下でございますけれども、4月10日執行の京都府議会議員選挙執行事業としまして、1,027万7,000円を計上させていただいております。

次に67ページをお願いいたします。

下段の民生費の障害者福祉費でございますが、総額で4,340万3,000円の増額としております。特に伸びが大きいものとしたしましては、事業項目の下から四つ目の障害者自立支援事業の給付費でございますが、障害者自立支援事業だけで4,066万5,000円の増額計上となっておりますでございます。

次に70ページをお願いいたします。

70ページからは、老人福祉費でございますけれども、これにつきましても4,390万4,000円の増額としておりますが、特に今年度におきましては71ページでございますけれども、事業項目の下から二つ目の介護施設等整備事業の3,165万円が新規事業として上がっております。これにつきましては、社会福祉法人やまびこ会が設置をされますグループホームの整備費補助金でございますが、これにつきましては府の100%の補助となっておりますでございます。

なお、72ページの上段の一番下でございますが、高齢者ふれあい推進事業助成金として450万円を計上しております。これは、住民生活に光をそそぐ基金を活用した在宅高齢者等の生活支援事業としてミニデイサービスや自主サロン、またひとり暮らし高齢者への訪問事業を助成するというものでございます。

次に73ページの児童福祉費でございますけれども、事業項目の一番目の子ども手当支給事業、2億6,867万7,000円につきましては、現在、国会中で審議中でございますけれども、3歳未満を2万円とする制度拡充分も含めまして計上させていただいたものでございます。

次に74ページの委託料の中のファミリーサポート事業委託金300万円につきましては、施政方針にもございましたが、新たな多様な子育て支援サービスの充実を図るということを目的に、児童の預かり等の総合支援活動を社会福祉協議会に委託して実施することとしておるところでございます。

また、その下の婚活支援事業委託料50万円でございますが、これにつきましても新規事業でございますけれども、出会いの場づくりなど、結婚への支援事業をNPO等に委託して実施する予定としておるところでございます。

次に75ページの下段でございますが、保育所費には総額で3億2,882万9,000円を計上しておるところでございます。3保育所、1分園、入所児童につきましては285人を見込んでおりまして、所要の経費を計上させていただいておりますが、今年度につきましては、下山分園の耐震診断を実施するというにしておるところでございます。

次に少し飛びますが、80ページをお願いしたいと思います。

下段の保健事業費でございますが、前年度比で444万6,000円の増でございます。事業項目の最下段のその他健康診査事業であります。これは住民基本健診や各種のがん検診等の費用を計上しておりますが、23年度は前立腺がんの対象年齢を50歳まで引き下げを行いますほか、働く世代の大腸がん検診推進事業といたしまして40歳から70歳まで、5歳刻みで積極的な受診勧奨をさせていただくということにしておるところでございます。

次に82ページの予防費でございますが、前年度比で1,364万5,000円の増としております。これは、特に予防接種事業におきまして、主に子宮頸がん予防ワクチン等ということで、ヒブワクチンなり、小児用肺炎球菌ワクチンが入っておるわけでございますが、この接種業務委託料として1,288万3,000円を計上したことによるものでございます。

次に83ページの事業項目の一番下の新エネルギー導入促進事業であります。480万円を計上しております。これは、22年度から実施しております住宅太陽光発電の設置補助でございますが、1キロワット当たり3万円の補助でございます。上限は12万円でございます。22年度におきましては、これまでに29件、320万円余りの補助を行っておるところでございますが、予算の関係から申請を待っていただいていると、そういう状況もございまして、23年度におきましてはおおむね40件分相当を計上させていただいたところでございます。

84ページでございますが、診療所費でございますが、総額で1億8,597万2,000円の増額となっております。これにつきましては、事業項目の二つ目の病院事業運営補助金でございますが、旧瑞穂病院及び保健センター施設の解体撤去に係る経費分として1億6,500万円を計上させていただいておりますのと、下の二つの項目でございますが、医療等審議会事業及び直診勘定整理事業を新規計上させていただいたことが主な要因となっております。なお、直診勘定整理事業につきましては、和知診療所及び和知歯科診療所を京丹波町病院と一本化して運営するために直診勘定は3月末で廃止となり、出納整理期間がなくなる関係で和知診療所及び和知歯科診療所の未収金、未払金等について一般会計での整理をすると、そういうものでございます。

次に87ページでございますが、最下段の労働費につきましては、緊急雇用の関係でございますが、88ページの事業項目をご覧いただきたいと思います。緊急経済生活支援対策事業として2,404万円を計上させていただいております。この事業につきましては、23年度で終了となるというところでございますが、直接雇用としての賃金916万6,000円と介護保険特別会計への繰り出し163万円、さらに委託事業として委託料850万円

を計上しておりまして、自然公園における田んぼアートの取り組みでありますとか、環境パトロール、あるいは観光情報の一元化事業などに計19人の雇用創出を図ることとしておるところでございます。

次に91ページをお願いしたいと思います。

農業費の農業振興費でございますが、2,299万1,000円の増額としております。農業振興費につきましては、事業項目も大変多くございまして、個々に増減はあるわけでございますが、特に91ページ最下段に記載しております有害鳥獣対策事業でございますが、前年度比2,863万6,000円の増となっておりますけれども、これは提案理由にもございましたが、今年度から有害鳥獣対策関係費につきましては、農業費に一本化して予算編成をしておりますことから、これまで林業費で組んでおりました有害鳥獣捕獲事業分が増加をしたというものでございまして、増額の要因はこの部分でございます。

なお、92ページの事業項目の最下段の京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業、308万円でございますが、新規事業といたしまして本町を食のまちとして情報発信し、産業の活性化を図っていかうとするものでございます。費目といたしましては、主に消耗品でございますが、地産地消の店の登録でありますとか、マップやのぼりあるいはステッカー、さらにはキャラクターの製作などのほか、国民文化祭にあわせまして開催予定の食の祭典の取り組みなどを行うこととしておるところでございます。

次に94ページでございますが、下段の畜産業費では890万9,000円の増額としております。増額要因は、主に事業項目の最下段の鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業830万円でございますが、跡地活用のための現況測量業務委託料700万円のほか、地元や大学との連携に係る事務費等を計上させていただいております。

少しページを飛ばしまして、98ページをお願いしたいと思います。

農業費の農村情報施設管理費でございますが、前年度に比較いたしまして、2億4,874万9,000円の増額としております。4月からケーブルテレビが全町開局となりますことから、ケーブルテレビ施設管理事業では、光熱水費でありますとか、設備の保守点検委託料、あるいはインターネット接続委託料などが増額となるほか、事業項目の二つ目の農村情報施設整理事業といたしまして、丹波有線放送施設の撤去費用に1億1,924万7,000円を計上させていただいております。

また、101ページでございますけれども、農村情報整備事業費では、加入者の引き込み工事の終了などによりまして、大幅な減額となっておりますけれども、今年度に、23年度におきましては、工事請負費の2,731万円を上げておりますが、これにつきましては、

和知地区の農業気象観測装置の設置工事、それからデジアナ変換の構築工事のほか、その下でございますが、一般備品の購入といたしまして、全集落に行政連絡用のファクス付きの電話機を購入するというようにしております。さらに、施設備品につきましては、光伝送路の整備に必要な光計測器、それから光融着機の購入ということでございます。

次に103ページでございますが、林業費の林業振興費でございますけれども、これも数多くの事業項目がございます、それぞれ増減があるわけですが、農業費で申しあげました有害鳥獣関係の費用、これを農業費に一本化をいたしましたために減額が大きくなっておりますのと、森林管理道開設事業につきまして林道峰線の完了によりまして減額となっております。

なお、104ページでございますが、事業項目の下から二つ目の木のぬくもり活用推進事業として1,020万7,000円を計上しております。これは、間伐材の活用研究といたしまして工事請負費の中に書いておりますがウッドボイラーの導入工事などを行うものでございます。なお、設置場所につきましては、グリーンランドみずほのみずほガーデンロッジの浴室ボイラーとして設置をするという予定でございます。

次に107ページでございますが、商工費の商工振興費の負担金補助及び交付金の一番下でございますけれども、昨年好評でございました商工会のプレミアム商品券でございますが、発行事業補助金49万2,000円を計上させていただいております。23年度はプレミアム部分が100万円ということで、総額1,100万円の発行を計画をされておるといところでございまして、プレミアム部分に印刷広告費を加えた額のうち、府の補助金を除いた額の2分の1を補助するというようにしております。

次の観光費でございますが、108ページの事業項目の一番下でございますけれども、観光振興事業として657万円を新規計上しております。これは、これまで本町に観光協会がなかったところでございます、観光協会の設立に向けた事務費等のほか、運営補助金として600万円を計上させていただいております。

次に、少し飛びまして112ページをお願いしたいと思います。

道路橋梁費の道路維持費の関係でございますが、事業項目一番目の道路橋梁維持管理事業といたしまして、2,388万円を計上しております。町内14カ所の道路修繕を主なものといたしまして計上したものでございます。また、事業項目の一番下でございますが、橋梁長寿命化修繕計画策定事業でございますが、全367橋のうちの延長15メートル以上の88橋につきまして修繕計画を策定するものでございます。

次に113ページからの道路新設改良費、改良事業でございますが、3億1,610万1,

000円を計上させていただいております。

114ページの工事請負費でございますが、道路改良工事は11カ所で2億670万円の計上としております。さらに土地の購入につきましては8カ所、物件補償は7カ所分ということになっております。

それから次の河川費でございますが、115ページの1行目でございますけれども、河川改良工事1,200万円につきましては、和知の大倉谷川の河川改修が完了いたします関係で、管理用道路の側溝工事を行うというものでございます。

次の水資源開発対策費のダム関連対策事業でございますが、町道235号線改良工事負担金及び町道黒瀬道ノ間線橋梁改築事業負担金が主なものとなっておりますが、235号線関係では24年度の完成に向けまして、残りの区間の築造工事が予定されておりまして、その負担金として1億2,000万円を計上させていただいたところでございます。なお、完成後のダム湖畔の活用に向けまして、ダム周辺整備計画策定業務委託料として620万円を計上しておるところでございます。

次に116ページの都市公園費の都市公園整備事業でございますが、23年度が最終の工事年度となっておりますところでございます。場内舗装及び植栽工事費として4,900万円を計上しております。

次に117ページの住宅費でございますが、事業項目の一番下の住宅改修補助金交付事業2,000万円でございますけれども、新規事業といたしまして京丹波町住宅改修補助金交付制度により、23年度から3年間、耐久性の向上やバリアフリー化等の改修に補助金を交付するという事で、住宅改修を促進するとともに町内商工業の活性化を図るというものでございます。この制度につきましては、現在、町のホームページでお知らせをさせていただいておりますけれども、10万円以上の工事を対象に10%以内の補助を行うということとしておりまして、補助金の限度額は10万円ということでございます。従いまして年間200件の申請を見込んだものということでございます。

次に118ページの下段の消防費でございますが、まず常備消防費につきましては、広域消防組合負担金といたしまして22年度の実績により計上させていただいております。次の非常備消防費には、8,754万3,000円を計上しておりますが、23年度につきましては練法大会がないという年でございまして、またその費用のほかに消防詰所のケーブルテレビの宅内工事の完了等がございまして、減額となっておりますところでございます。

120ページの下段の消防施設費でございますけれども、こちらの方は前年度比1,684万7,000円の減額としております。23年度は、消防車両更新事業といたしまして、

ポンプ車1台、小型動力ポンプ付積載車5台の計6台を更新する計画でございますが、防火水槽の設置事業につきましては、国庫補助を受けるための予定が立たないために、全体としては減額となったところでございます。なお、次のページの防災費でございますが、自主防災組織育成事業といたしまして100万円を計上しております。ヘルメットでありますとか、投光器など避難所等に配備をいたします防災資機材の購入につきまして2分の1を補助することとしておりまして、限度額は10万円としておるところでございます。

次に122ページをお願いしたいと思います。教育総務費の下段の事務局費でございますが、事業項目の三つ目でございますけれども、学童保育事業に1,791万7,000円を計上しております。特に23年度は、これまで山村開発センターで実施をしておりました瑞穂地区の学童保育を廃止となる桧山保育所に移設するということとしておりまして、124ページの工事請負費の中でございますけれども、トイレや屋根の改修工事費につきまして469万7,000円を計上させていただいたところでございます。

次に125ページの下段でございますが、小学校の学校管理費では、小学校一般管理事業といたしまして9,416万8,000円の計上としております。特に、127ページであります。中段の工事請負費では瑞穂小学校のパソコンルーム等の空調工事でありますとか、丹波ひかり小学校のバルコニーのひさしの工事等に1,934万7,000円を計上しておりますが、小学校統合準備事業費の皆減や統合による管理経費の縮小等ございまして、学校管理費は総額で3,171万円の減額となったところでございます。

次に128ページの下段の教育振興費でございますが、小学校統合に関わりましてスクールバス事業で212万4,000円の増となったほか、129ページ中段の備品購入費であります。23年度に教科書、指導書の改正が行われるということから、教科書、指導書の購入として700万4,000円を新規計上したところでございます。

また、中学校の学校管理費であります。前年度比2,233万8,000円の増額となっております。これにつきましては、主に131ページの中段の工事請負費でございますけれども、2,332万円を計上しておるところでございます。この内訳でございますが、瑞穂中学校の高圧受電設備工事に1,878万9,000円、同じく構内排水の対策工事に330万円のほか、蒲生野中学校の防犯カメラの設置、さらには職員室のエアコン修繕等に123万1,000円を計上しておるところでございます。

また、132ページからの教育振興費では、小学校費と同様の生徒の扶助事業であります。とかスクールバス事業のほか、語学指導を行う外国青年招致事業、あるいは中学生の国際交流事業費を計上しておるところでございますのと、133ページの負担金補助及び交付金の

一番下でございますが、全日本中学校ホッケー選手権大会というのが、8月にグリーンランドみずほで開催されるということになっておりまして、その運営補助金に280万円を計上させていただいております。

少しページを飛ばしまして、137ページをお願いしたいと思います。

社会教育費の社会教育総務費の事業項目の下から二つ目でございますが、11月6日に開催予定の国民文化祭推進事業といたしまして552万6,000円を計上しております。国民文化祭実行委員会負担金437万円及び和知ふれあいセンター改修に係る設計委託料26万6,000円、それから工事費73万4,000円を計上しておるところでございます。

また、139ページの公民館費でございますが、140ページの工事請負費をご覧くださいと思いますが、空調設備改修工事に597万5,000円でございますが、これにつきましては和知ふれあいセンターの冷温水器の修繕工事555万2,000円と中央公民館会議室のエアコン新設工事42万3,000円でございます。

次に143ページの下段をご覧くださいと思いますが、学校給食費の事業項目の二つ目でございますが、学校給食調理場等整備事業の2,002万円でございますが、主に144ページの最下段の委託料でございますが、測量設計監理業務等委託料1,977万円が大部分でございますが、内訳といたしましては、瑞穂地区の学校給食センターの実施設計委託料といたしまして1,185万円、それから瑞穂と蒲生野中学校の配膳室の実施設計委託料として792万円の計上としておるところでございます。

また、145ページからの災害復旧費につきましては、それぞれの突発的な災害に備えるために計上させていただいたものでございます。

最後に146ページの下段からの公債費でございますが、元金償還分15億1,447万1,000円、それから利子分が2億2,350万8,000円の計上となっております。これにつきましては、予算書の最終ページをちょっとご覧をいただきたいと思いますが、一番後ろでございますが、平成23年度末の地方債残高の見込みに関する調書でございます。この表につきましては、許可ベースの表となっております。増減見込みの欄を見ていただきますと、23年度中の起債見込みは当初予算で9億7,020万円、元金償還額につきましては15億1,447万1,000円ということで、差し引き5億4,427万1,000円の縮小ということになる予定でございます。

以上、誠に飛ばし飛ばしの説明で恐縮ではございますが、一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

なお、予算資料として、事業ごとにまとめました資料も配付をさせていただいております。

ので、参考としてご覧をいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） ただいまより13時30分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第15号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

今年度の予算総額を18億3,723万8,000円とするもので、前年度と比べまして108万8,000円、約0.1%の減となっております。

まず、予算の前提といたしましては、予算編成時点における被保険者数は、一般退職合わせまして5,017人、世帯数は2,785世帯で、各被保険者の所得及び固定資産税額を基礎として算定いたしました。また、先ほどの提案説明にもございましたように、平成23年度の国保税率は、長引く厳しい経済情勢を考慮し、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

なお、23年度の税制改正大綱において、国民健康保険税の限度額引き上げが決定されております。内容としましては、昨年に引き続き、低所得者、中間所得者層の負担緩和策として、課税限度額を医療分で1万円、後期高齢者支援分で1万円、介護納付分で2万円、合計4万円の引き上げを行うものでございます。法律改正がまだですので、現時点では条例改正の提案はいたしておりませんが、法改正後、条例改正の専決処分をさせていただかなければならないと考えております。予算におきましては、引き上げを前提として算定いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に歳入で、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入では、1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分といたしましては前年度比1,348万3,000円減の3億6,403万6,000円といたしております。昨年度の当初予算と比較しまして、被保険者数、世帯数ともに減少していることと、基準総所得の減少が主な要因でございます。また、退職被保険者分といたしましては、前年度比312万5,000円減の3,768万6,000円といたしております。

次に、5ページの3款、国庫支出金、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金については、

歳出に計上いたしました療養給付費等を基に対象額を算出し、負担割合を乗じて計上いたしております。対象となります療養給付費は若干減少いたしておりますが、負担すべき後期高齢者支援金や介護納付金が増えたこと、また対象費用から控除される前期高齢者交付金など、特定財源が減少したことから1, 143万円の増額となっております。

2目の高額医療費共同事業負担金についても歳出に計上しました拠出金を基に算定いたしております。

3目の特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国の負担金単価に受診見込み者数を乗じて計上いたしました。

2項の国庫補助金、1目、財政調整交付金につきまして、普通調整交付金では、市町村の財政の不均衡を是正するものとして、医療給付費等の必要額である調整対象需用額から国、府の交付金や給付に見合った標準的な保険税額などの調整対象収入額を控除して算出し、全体で1億214万3,000円を見込んでおります。

特別調整交付金については、特別の財政需要に係る交付金ということで、予算書説明欄に掲げております経費分を見込んでおり、直診施設の機器整備や運営に係るもの、健康管理センターでの保健事業に係るもののほか、今年度新たに広域で取り組む保健事業に係る補助金、国保ヘルスアップ事業など、合わせて2,388万7,000円を見込んでいるところでございます。

次に、出産育児一時金補助金につきましては、条例改正をお願いしておりますように、給付額を恒久的に42万円とすることになっておりますが、改正前は少子化対策として期間を定めて引き上げることとなっておりますので、引き上げ額4万円のうちの2分の1が国庫補助となっておりますが、この度の恒久化によって補助金は24年度に廃止される見込みで、今年度に限り激変緩和措置として引き上げ額の4分の1、1件当たり1万円の補助となり、見込み件数を乗じて算出しております。

8ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、22年度までの制度で終了となっております。

4款、療養給付交付金については、退職者医療分について被用者保険からの拠出金を社会保険診療報酬支払基金から受け取るもので、現年度分については退職者医療の対象費用から保険税相当額と算定される額を差し引いて1億1,156万8,000円を計上いたしております。

5款の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、医療保険者間の財政調整として被用者保険から拠出金を受け入れるもので、各医療

保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて交付を受けることになっております。23年度分の概算分と21年度の精算として、返還すべき額を相殺し、4億7,059万3,000円の交付を受ける見込みとしておりますけれども、昨年度は追加交付であったものが23年度は返還となったことから、前年度に比べて2,887万9,000円の減額となりました。

9ページの6款、府支出金、府負担金の高額医療費共同負担金と特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金と同じ算定方法により同額を計上いたしております。

2項の府補助金の財政調整交付金につきましては、対象となる保険給付費等に前年度の交付率等を参考として算出し、5,310万9,000円といたしております。

10ページの7款、共同事業交付金におきましては、どちらも国保連合会から交付を受けるものですが、1目、高額共同事業交付金は、全国レベルでの共同事業で、1件80万円を超える医療費分について、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県レベルでの共同事業で、1件当たり30万円を越え、80万円以下の医療費を対象としております。各市町村からの拠出金の中から毎月支払う高額療養費の額を基に交付されるもので、事業主体である国保連合会から示された見込み額を計上いたしております。

11ページの9款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、総務省通達の繰出基準等に基づき計上をいたしております。1節の保険基盤安定繰入金については、一般被保険者に係る低所得者の7割、5割、2割といった保険税の軽減分と保険者支援分でございます。また4節の財政安定化支援事業繰入金については、国保事業に係る交付税算入分ということで一般会計からの繰り入れをお願いいたしております。

2項の基金繰入金につきましては、冒頭説明いたしましたように、国保税率の据え置きに伴い、8,983万7,000円の繰り入れを行うこととしております。

12ページ、11款の諸収入につきましては、一般被保険者に係る第三者納付金100万円を主なものといたしまして、全体で197万1,000円を計上したところでございます。

次に、14ページからの歳出について説明を申し上げます。

1款の総務費の総務管理費につきましては、保健師の人件費やレセプト点検の嘱託職員、その他事務費を計上いたしております。

15ページの賦課徴収費では、主に郵送料でございます。

16ページ、2款の保険給付費、療養諸費につきましては、過去3年間の医療費を基に23年度の被保険者の見込み数や医療費の伸びを勘案して算出しております。一般被保険者分、退職分、審査手数料を含めまして、全体で10億8,713万4,000円といたしております。

ます。

次の高額療養費につきましては、月によって変動も大きいことから、一般、退職ともに直近の支給額から推計し、1億1,000万円を計上いたしました。また、高額介護合算療養費につきましては、医療と介護の一部負担金を合算して一定額を超えた場合に支給対象となり、医療と介護の給付割合に応じて支払うもので、前年度と同額を計上いたしております。

18ページの出産育児一時金につきましては、1件当たり42万円として20件分、19ページの葬祭費については、1件5万円で30件分を見込んでおります。

精神・結核医療付加金については、22年度の給付見込み額から計上いたしました。

3款の後期高齢者支援金につきましては、現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保や共済なども含め各医療保険者が4割分を拠出するもので、23年度分の概算分は、2億3,678万4,000円となり、21年度の精算分、1,918万8,000円を相殺しておりますけれども、なお伸びる高齢者の医療費に対応するため、前年度に比べまして1,720万7,000円の増加となっております。

20ページ、4款の前期高齢者納付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について医療保険者間の財政調整でございますので、保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて納付する場合と交付を受ける場合があります。本町の場合は、歳入で説明いたしましたように、前期高齢者の占める割合が多いことから、前期高齢者交付金で受け取ることとなりますが、各保険者が拠出する額には上限が設けられておりまして、その上限を超える分については、国保を含めて各保険者が負担し合うこととなっております、その金額を計上いたしております。

21ページの5款、老人保健拠出金については、審査などにより遅れて給付にあった21年度の精算分のみとなりますので、23年度は拠出金28万4,000円となっております。

6款の介護納付金については、介護給付費や介護予防事業の財源として40歳から65歳の被保険者数に応じて各医療保険者が負担するもので、厚生労働省が示す算出方法により所要額を見込んでおります。23年度の概算納付分と21年度の精算見込み分を相殺して、9,333万7,000円を計上いたしております。

22ページ、7款、共同事業拠出金についてですが、歳入の共同事業交付金の財源として、府内の各市町村の保険者が負担するもので、国保連合会から示された見込み額により計上いたしております。

都道府県単位の共同事業であります、2目の保険財政共同化安定事業の拠出金については、昨年12月に策定されました京都府国民健康保険広域化等支援方針に基づき、23年度から

拠出金の算定方法が一部見直され、これまでの被保険者割、医療費実績割に加えて、各市町村の負担能力に応じた拠出とするよう所得割が導入されたことにより、前年度よりも984万円の減額となりました。

23ページの8款、保健事業の特定健康診査等事業費では、40歳から74歳までの被保険者に係る特定健診等に係る費用を一般会計に繰り出し、集団健診の方法で実施することといたしております。23年度の受診見込み者数は、1,797人、対象者の50%を目標としているところでございます。

次の疾病予防の予防費の疾病予防事業では、無診世帯への記念品や医療費の通知費用のほか、人間ドック助成金を計上いたしております。人間ドック助成金は、昨年同様に基本9割補助、脳ドックは1万円の個人負担で、残りを補助することとして、今年度の申し込み状況を踏まえ、1泊ドッグ7件、半日ドッグ236件を見込んでおります。また、今年度新たに京都府のモデル事業として、南丹医療圏の広域で取り組む保健事業を計画いたしております。健診データとレセプトを合わせて分析し、重複頻回受診者や疾病の重症化リスクの高い方への保健指導を行い、医療費の適正化を目指すもので、委託料に600万円を計上いたしました。歳入でご説明申し上げましたように、国の特別調整交付金、国保ヘルスアップ事業の活用を予定いたしております。また、健康増進事業においては、一般会計で実施しているがん検診等について、国保の被保険者分の費用を国保の保健事業として位置づけ、一般会計への繰り出し350万4,000円を予定いたしております。なお、この費用につきましては、京都府の交付金の対象となっております。

25ページから26ページの11款、諸支出金では、保険税の還付金を計上するとともに、繰出金においては、歳入の特別調整交付金の対象になっております医療機器の整備やへき地診療所運営補助金分、1,180万2,000円を病院事業会計に繰り出すことといたしております。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計についての説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、後期高齢者に係る保険料を徴収し納付することと、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を受け入れて、広域連合に納めるというもので、平成23年度の予算総額は前年度より5.6%増の1億9,622万5,000円といたしております。保険料や保険基盤安定負担金につきましては、広域連合の算定に基づき予算を編成いたしました。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入では、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分については広域連合の保険料算定に基づき、前年度と比較して724万2,000円増の1億3,047万6,000円を計上いたしております。そのうち、特別徴収分を1億438万1,000円、普通徴収分を2,609万5,000円とし、現在の徴収方法の比率に応じて振り分けております。

3款の一般会計繰入金につきましては、事務費分として306万5,000円。所得の少ない方に対する保険料の軽減分に係ります基盤安定繰入金として5,836万6,000円を計上いたしております。

次に、4ページの繰越金については、出納整理期間に収納いたしました保険料分を見込んでおります。

4ページの最下段、5款、諸収入、雑入につきまして広域連合助成金として22年度から始まりました後期高齢者の人間ドック助成事業、121万3,000円を主なものとしております。ドッグの助成費用につきましては、広域連合が国の特別調整交付金を活用され、必要な経費の全額の交付を受けるものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、1款、総務費、一般管理費では75歳到達時や被保険者証の一斉更新に係る郵送料、また機器の保守委託料など、一般事務経費分として142万7,000円を計上いたしております。徴収費では保険料決定通知の印刷、郵送料、口座振替手数料が主なものでございます。

6ページ、2款、広域連合納付金では、徴収いたしました保険料と低所得者に係ります保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するものでございます。

3款の保健事業費では、先ほど申しましたように広域連合からの助成金を受け、人間ドックの助成金を計上いたしております。助成割合といたしましては、国保と同様に基本9割補助とし、半日ドッグ24人、1泊ドッグ1人を見込んでいるところでございます。

以上、簡単でございますが、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、議案第17号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,565万8,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと3.5%、6,179万8,000円の増額

となっております。以降、歳入歳出予算事項別明細書でのご説明とさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、第1号被保険者保険料の内訳といたしましては、年度途中の資格喪失者を含む延べ第1号被保険者を5,765人と見込み、現年度分特別徴収保険料として2億4,718万6,000円、現年度分普通徴収保険料として1,532万5,000円を計上しております。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金の介護給付費負担金は、保険給付費のうち、施設介護給付費などの施設等に係る給付費の15%、居宅介護サービス給付費などのその他の給付費の20%となっております。

4ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、保険給付費の8.47%、平成22年度の交付申請ベースでの計上とさせていただいております。2目の地域支援事業交付金1,194万6,000円、介護予防事業分と包括的支援事業・任意事業分となっております。

4款の支払基金交付金、介護給付費交付金につきましては、保険給付費の30%となっております。

4ページから5ページにかけて5款の府支出金、1目、介護給付費府負担金は、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%で計上させていただいております。

6ページをお願いいたします。

7款、繰入金、1款、一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金につきましては、712万7,000円の増額とさせていただいております。ルール分といたしまして保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の財源不足額の充当分といたしまして、準備基金から3,904万1,000円を取り崩すものとして計上をいたしております。

続きまして、8ページ、歳出についてでございます。

1款、総務費、3項、介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員の臨時雇用賃金90万8,000円、主治医の意見書作成手数料541万8,000円を計上しております。認定審査会府委託負担金といたしまして884万を合わせて計上させていただいております。審査会につきましては、本年度につきましても京都府に事務委託させていただくこととしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

4項、計画策定委員会費では、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画策定に係ります経費として399万1,000円を見込んでおります。日常生活圏域におきます住民意向調査を実施し、介護保険事業計画策定委員会において次期計画の策定に向け、ご審議いただくこととしております。

10ページをお願いいたします。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費の合計額は15億7,607万5,000円とさせていただいております。主なものといたしまして、1目の居宅介護サービス給付費では、5億8,115万4,000円、訪問看護の利用者を月153人、通所介護を290人などを見込んでおります。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、38.7%、1,698万7,000円の増額とさせていただいております。これにつきましては、町内の既存グループホームに新たな開設となります、1グループホームの利用者9名を含めまして、25人の利用を見込むものでございます。

3目の施設等サービス給付費では、介護老人福祉施設への入所168人などを見込んでおります。

11ページをお願いいたします。

2項の介護予防サービス等諸費の合計額につきましては、6,930万6,000円で、主なものといたしましては、予防訪問介護などの介護予防サービス給付費5,593万9,000円、要支援者への介護予防サービス計画給付費705万4,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

4項、高額介護サービス等費では、3,340万9,000円を計上させていただいております。利用者負担額から定められた世帯の上限額を超えた部分について支給するものでございます。5項の特定入所者介護サービス等費では、8,347万1,000円を計上をさせていただいております。低所得者の入所に係ります食事、居室料などのホテルコストの限度額を超えた負担部分につきまして補足給付をさせていただくものでございます。

13ページをお願いいたします。

3款の地域支援事業費、1目の特定高齢者施策事業費で453万7,000円を計上をさせていただいております。主なものといたしましては、高齢者実態把握事業で、住民基本健診の中で生活機能評価を実施するため、一般会計に繰り出しを行うものでございます。

13ページから14ページにかけまして、2目の一般高齢者施策事業費、2,168万3,000円、ミニデイサービス事業、運動器機能向上事業や認知症予防事業を実施するものでございます。特に、瑞穂地区におきましても直営で実施しておりましてミニデイサービス事業をNPO法人に委託をさせていただきまして、拡充を図ることといたしております。

15ページをお願いいたします。

2項の包括的支援事業、任意事業、2目の任意事業費、1,391万3,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、介護者家族を支援するための家族介護用品支給事業に779万1,000円、また昨年の9月から実施しております認知症地域支援事業に108万7,000円を計上をさせていただいております。引き続きまして、認知症の予防と認知症サポーター養成講座など、認知症とその家族を地域で支援する体制づくりに取り組んでまいります。

続きまして、サービス事業勘定につきましてご説明を申し上げたいと思います。

同じく、事項別明細書でのご説明とさせていただきたいと思います。

歳入総額につきましては、701万円でございます。

歳入の3ページ1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入、これが主なものでございます。委託の部分も含めまして、地域包括支援センターが作成いたします介護予防サービスの計画費の収入となっております。

次に、歳出についてでございます。

4ページから5ページでございます。

2款の事業費、2目の居宅介護支援事業費、683万3,000円。要支援者に係ります介護予防の計画策定に係りますサービス事業所への委託料が主なものとなっております。

以上、簡単ではございますけれども、議案第17号 介護保険事業特別会計の事業勘定分、並びにサービス事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定について、ご説明をさせていただきます。

和知診療所の2階部分に当たります平成21年10月に開設いたしました、京丹波町介護療養型老人保健施設につきまして、運営は京丹波町病院和知診療所で行い、会計につきましては、22年度同様に特別会計予算で管理を進めてまいります。係る予算につきましては、22年度から通年予算編成をいたし、23年度で二度目の通年予算編成とするものでござい

ます。

歳入歳出予算の総額を1億1,310万円とするものでございます。

予算の前提といたしましては、22年度の状況を基に積算を行っております。

歳入におきましては、主に入所サービスの利用者を平均要介護度3で、ベッド数19床のうち、平均入所者数を15名と見込んで算出をいたしております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

歳入では、款、サービス収入、項、介護給付費収入につきまして、目、居宅介護サービス費収入では、要介護者に係る短期入所療養介護の介護報酬分を計上し、次の目、施設介護サービス費収入では、要介護者を対象とした入所の介護報酬分を平均要介護度3で、平均入所者数15名で見込んで計上いたしております。

次に、項、介護予防給付費収入では、要支援の方を対象として、短期入所療養介護、いわゆるショートステイ分を見込んでおります。項の自己負担金収入では、入所ショートステイに係ります介護報酬の自己負担金分と居住費、そして食費をそれぞれ見込んでおります。

めくっていただきまして、4ページでございます。

款、繰入金の項、一般会計繰入金では、全体で4,121万7,000円を計上いたし、その内訳として緊急雇用対策に係る繰入金162万9,000円と歳出予算との均衡を図るために、3,958万8,000円を計上いたしております。

款、諸収入の項、雑入につきましては、リハビリ通所者の給食やテレビカード代でございます。

次に、5ページのほうご覧いただきますようお願いいたします。

歳出についてご説明です。申し上げます。

款、総務費、目、一般管理費では、主に施設管理及び運営に係る一般管理事業として、1,425万3,000円を、人件費及び嘱託職員人件費として、7,734万9,000円を、そして緊急雇用対策補助金を財源とする一般会計からの繰入金で、介護サービス等向上事業といたしまして、介護職員の臨時雇用として163万円を計上いたしております。

また、7ページに変わりました。款、介護サービス事業費では、老健施設運営に必要な診療材料や医薬材料、給食業務委託料、検査委託料、機器物品の借上料を主なものといたしまして、全体で1,966万8,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） それでは、議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成23年度の歳入歳出予算総額を16億150万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べまして、3億9,420万円の増額、32.7%の増となっております。債務負担行為につきましては第2条、地方債につきましては第3条とし、別表を作成しておりますので、後ほど説明をさせていただきます。一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

上水道台帳整備事業として、平成24年度から平成25年度までの期間で3,600万円を限度額として設定させていただくものです。現在の台帳は、紙ベースで管理しております。水道管の敷設替など更新も現在手書きで行っており、精度が低いというのが実態であり、また現場等への携行ということで大変老朽化をいたしております。市販の住宅地図に手書きで記載されている地域もあり、情報量に乏しく、断水の影響範囲などの把握に時間を要し、復旧作業に支障を及ぼすこともありまして、台帳の整備が急務と感じております。

また、近い将来の新地方公会計制度や簡易水道事業の法適応では所有する資産を把握することが必要になるため、手書きでなくパソコンによるデータ管理を行うことで、事務の効率化を図る必要もあるところです。

後でご確認させていただきますが、平成23年度は1,800万円を計上しておりまして、3年間で総額5,400万円の事業といたしております。

次に、5ページへお進みください。

第3表、地方債でございます。

簡易水道事業で、その財源として借り入れを行うことができる限度額を4億9,690万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

続いて、歳入歳出の説明に移らせていただきますが、先に歳出の主なものにつきましての説明をさせていただきます。

事項別明細書の7ページをご覧くださいようをお願いいたします。

1款、水道管理費の一般管理費総額は、3億4,759万3,000円でございます。主なものとしましては、人件費で9名分の一般職給料、手当等を見込み、需用費では浄水場な

どの光熱水費に5,484万円、このほか消耗品、修繕料、医薬剤料費等で1,767万1,000円、合計7,251万1,000円を前年度実績に基づき計上いたしております。

8ページのお進みください。

委託料につきましては、総額で9,885万4,000円を計上いたしております。主には、施設の維持管理委託料としまして、5,627万4,000円、水質検査委託料として826万7,000円、メーター検針員の委託料で937万2,000円、また先ほどご説明させていただきました上水道台帳整備委託料に1,800万円などとなっております。

次に、工事請負費でございますが、4,687万9,000円を計上いたしております。水道管移設工事では、京都縦貫自動車道及び府道京丹波三和線道路改良に伴います、配水管移設工事などで、合計1,303万円といたしております。また、漏水修理、取水送水ポンプ等の修繕工事などに3,384万9,000円を見込み、予算計上をいたしております。

次に、9ページのお進みください。

25節、積立金でございますが、水道事業基金積立金で起債元金償還の充当財源として交付されます府補助金の2,803万1,000円と、通常の基金利子などを積み立てるもので、二つの基金の合計で2,937万7,000円を計上いたしております。

次に、2款、施設費、水道施設費でございますが、1目、水道施設費、上水道事業としまして、丹波瑞穂統合簡易水道事業費に4億4,890万4,000円を計上いたしております。主な内訳は、10ページにお進みいただいて、測量設計監理業務委託料が300万円、工事請負費としまして、十津川送配水管、送配水の敷設工事と和田地内の寺谷団地の配管工事に6,600万、そして負担金補助及び交付金としまして、畑川ダム建設負担金に3億7,832万5,000円となっております。畑川ダム建設工事が本格化いたしまして、事業負担金が増え、前年度予算と比較しますと大幅な増額となる要因となっておりますが、本町にとって待ち望んでおりますダムの完成に向けまして、京都府の予算に追随した積極的予算といたしております。

続きまして、2目、簡易水道施設費、簡易水道事業としまして、和知簡易水道事業費に1億3,696万8,000円を計上いたしております。主な内訳は、委託料が西部地区配水管等の設計業務などに1,767万8,000円、工事請負費としまして同じく西部地区の浄水場築造や取水施設の建設などに1億1,700万円としており、積極的な事業実施を計画しております。

次に、11ページをお願いいたします。

3款、公債費でございますが、長期債償還元金で4億9,355万6,000円を計上い

たしております。前年度の長期債元金4億4,299万4,000円から比較しますと、5,056万2,000円、11.4%の増加となります。利子のうち、長期債償還利子では1億7,140万5,000円を計上いたしておりますが、これの前年度当初に比べましたら、これは7.3%の減となっております。

次に、歳入につきましてのご説明に移らせていただきます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金、水道事業費分担金としまして、491万4,000円を計上しております。新規加入分担金としまして36件見込んでおります。負担金では、水道事業負担金としまして80万円で、これは開発団地におけます給水工事負担金として10件分を見込んでおります。

次に、2款、使用料及び手数料としまして、水道使用料を5億88万2,000円見込んでおります。現年度分使用料は、前年度の使用実績に基づき算定したもので、和知地区の料金改定分も見込んでおります。また、過年度分としまして100万円計上いたしております。

次に、4ページの3款、国庫支出金でございますが、8,869万4,000円を計上しております。前年に比べまして6,366万円の増額といたしております。内訳としまして、丹波瑞穂地区の水道施設整備費補助金が4,932万9,000円、和知簡易水道の施設整備費補助金が3,936万5,000円で、補助基本額にそれぞれの補助率を乗じたものを計上いたしております。前年度と比較して事業量の増加によるものでございます。

4款、府支出金、施設整備費府補助金は、2,803万1,000円を計上しております。これは、補助対象事業費の10分の1の額を事業年度の翌年から5年間に分けて交付され、後年度から始まります公債費の財源として水道事業基金に積み立てるもので、内訳は平成18年度から22年度までの補助金分でございます。

次に、5ページの6款、繰入金につきましては、一般会計繰入金で3億4,052万2,000円、前年度に比較しまして1,900万5,000円の増となっております。基金繰入金で1億3,872万9,000円を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。

9款、町債でございますが、簡易水道事業債としまして4億9,690万円を計上いたしております。内訳は、丹波瑞穂地区の上水道事業で、3億9,940万円、和知地区の簡易水道事業で9,750万円を予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第19号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成23年度の歳入歳出予算総額を10億9,100万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べ、4,800万円の減額、4.2%の減となっております。地方債につきましては、第2表の地方債によるものでございます。一時借入金としましては、一時借入金の借り入れ最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、4ページにお進みください。

第2表の地方債でございます。

下水道事業で限度額を880万円、資本費平準化債で限度額を1億8,370万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはご覧のとおりですので、お目直しをお願いいたします。

それでは、歳入歳出、先に歳出の主なものにつきまして事項別明細書で説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

1款、総務費の一般管理費は3,717万2,000円で、職員5名分の人件費を計上いたしております。

次に、2款、下水道費、1項、農業集落排水費、1目、施設整備費は1億4,880万円で、工事請負費としまして1億4,830万円を計上いたしております。内訳といたしましては、京都縦貫自動車道の開設により、支障となります市森地区の処理施設を解体し、須知処理施設への接続に向けました管路整備工事、そして先ほどの解体工事、合わせて1億4,000万円を計上いたしております。これにつきましては、平成22年度に予算を持っておりましたが、国土交通省との補償費の確定に時間を費やしまして、1月時点でも確定しませんでしたので、平成22年度予算を減額補正をさせていただき、平成23年度で仕切り直しをさせていただきたいと考えております。また、府道丹波三和線の改良工事に伴う質美地区管路移設工事に830万円と見込んでおります。

2目、施設管理費は、1億157万4,000円で、農業集落排水管理事業に9,767万円、林業集落排水施設管理事業に255万5,000円、簡易排水施設管理事業に134万9,000円を計上いたしております。主なものとしましては、需用費で各施設に係ります光熱水費に2,540万円、委託料では、施設維持管理業務委託に2,432万円など、総額で5,788万2,000円を計上いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

公共下水道費の施設整備費では、1,540万円を計上いたしております。主なものとし
ましては、下山グリーンハイツ地区における不明水対策として、11ページに進んでいただ
きますが、委託料で測量設計監理業務委託料として200万円を計上し、老朽管の改善工事
に係ります実施設計を行います。工事請負費では、同じくグリーンハイツ区内の老朽管改善
工事としまして1,000万円、それから京都縦貫自動車道の開設に伴う上豊田地区管渠の
移設工事に200万円、合わせて1,200万円を計上いたしております。

次に、公共下水道施設管理費には、9,812万円を計上いたしております。需用費です
が、12ページに進んでいただいて、各施設に係ります光熱水費に1,968万円、施設修
繕費に586万5,000円など、総額2,793万4,000円、委託料では施設維持管
理業務委託に1,901万2,000円、汚泥脱水業務に4,303万円など、総額で6,
697万7,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

3項で浄化槽市町村整備推進施設整備費として、1,597万8,000円を計上いたし
ております。主には、工事請負費としまして、浄化槽設置工事で10基分、1,330万円
となっております。

次に14ページ、浄化槽市町村整備推進施設管理費には、9,018万1,000円を計
上いたしております。主には、委託料としまして町管理の浄化槽の清掃委託料及び保守点検
委託料に8,490万3,000円となっております。3月末での町管理浄化槽は1,12
8件で、新たに町管理分としまして、新年度では54基を見込んでおります。

次に、15ページにお進みいただきまして、3款、公債費でございますが、元金で4億2,
085万円、利子で1億6,192万5,000円の合計5億8,277万5,000円を
計上いたしております。元金は、前年度の4億1,206万円と比較しますと、879万円、
2.1%の増加となります。利子では、前年度の1億7,365万9,000円と比較し、
マイナスの1,173万4,000円、6.8%の減となっているところでございます。

次に、歳入につきましてのご説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金の農業集落排水事業の新規加入分担金が1件で105万円、特定
環境保全公共下水道の分担金が1件105万円、それから浄化槽市町村整備推進事業費の分
担金は5人槽の設置5基、7人槽の設置5基を見込んでおりまして、計10基これに加重型
の加算分としまして、6基を見込みまして、合わせて395万円を計上いたしております。

次に、2款、使用料で、現年度分の農業集落排水使用料は8,862万6,000円、林

業集落排水使用料が140万7,000円、4ページに移っていただきまして、簡易排水使用料が91万8,000円、公共下水道使用料が8,070万9,000円、浄化槽の使用料が4,566万3,000円とそれぞれいたしております。使用料金の計上につきましては、予算編成の作業時点で料金改定の条例を上程しておりましたこともあり、従量制による新料金での算定とさせていただいておりますことをご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、5ページにお進みいただきまして、3款、国庫支出金では、下水道事業費国庫補助金が206万円で、浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金10基分を見込んでおります。

次に、4款、府支出金ですが、下水道事業費府補助金は、浄化槽市町村整備推進事業費府補助金として68万6,000円を計上いたしております。この補助金は、公債費に充てるための財源として交付されるものであり、歳出におきまして積立金として予算計上をいたしております。

次に、6款、繰入金につきましては、総額で5億7,768万8,000円としておりますが、農業集落排水事業に2億6,074万円、特定環境保全公共下水道事業に2億5,995万1,000円、1枚ページをめくっていただきまして、浄化槽市町村整備推進事業費に5,699万7,000円を充当することといたしております。

8款、諸収入、1項、雑入で支障物件移設補償費としまして、9,354万7,000円を計上いたしておりますが、内訳といたしましては、先に歳出のほうで述べました京都縦貫自動車道開設により支障となります市森地区の施設の移設工事に係ります公共補償費8,524万7,000円と質美地区の管路移設工事の公共補償費に830万円、合わせて9,354万7,000円となります。

最後に9款、町債でございますが、下水道事業債は1億9,250万円を計上いたしております。内訳といたしましては、浄化槽市町村整備推進事業に880万円、農業集落排水事業に係る資本費平準化債に8,900万円、公共下水道事業に係る資本費平準化債に9,470万円をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 暫時休憩をいたします。

ただいまから14時45分までといたします。14時45分まで。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、引き続きまして議案第20号でございます。平成23年度京丹波町土地取得特別会計予算について、補足説明を申し上げたいと思います。

本会計につきましても、土地の取得あるいは土地開発基金の運用益を整理する会計ということで設けているものでございます。

平成23年度、歳入歳出予算につきましては、それぞれ1億3,125万5,000円とするものでございます。

少しページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますが、財産収入につきましては、土地開発基金からの利子33万3,000円を計上させていただいております。それから、一般会計で説明させていただいた土地開発公社保有地の買戻しに係る一般会計からの繰入金、1億3,092万1,000円を計上しているところでございます。

次に、4ページの歳出をお願いいたします。

基金の利子を基金に積み立てるということで、繰出金といたしまして、33万4,000円。それから公有財産購入費でございますが、和知才原地内の京都縦貫自動車道関連事業用地の買戻しということで、1億3,092万1,000円を計上しておるところでございます。なお、取得面積につきましては、6,119.10平方メートルということでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第20号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） それでは、議案第21号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ473万7,000円とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、最終ページになりますが、事項別明細書の3ページ、歳入でございます。

主な歳入につきましては、財産収入に育英基金の利子として5万5,000円、繰入金に一般会計から234万円、育英基金から同額を繰り入れることといたしております。

これらを財源といたしまして、4ページの歳出でございますが、育英基金への積み立てに繰出金として3万9,000円、育英給付金には468万円を計上いたしております。昨今の状況から、年々申請が増加傾向にございまして、前年度予算に比較し、給付金は88万2,000円増額、人数といたしましては6名増を見込んでの計上といたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） それでは、議案第22号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成23年度の歳入歳出予算総額を8,736万1,000円とさせていただくものでございます。予算総額で前年度に比較しまして、1,011万4,000円、13.1%の増額となっております。また、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明させていただきます。

事項別明細書の4ページをご覧ください。

平成23年度のバス事業会計では、瑞穂地区におきまして小学校統合に係りますスクールバスを5台での運行を予定をしております。また、これまで要望の高かった瑞穂和知間の路線を新たに新設をしまして、利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

1款、事業費、1目、運行事業費、事業科目の運行一般事業では、路線バス16台の運行管理経費、自家用バス管理事業では、自家用バス1台の運行管理経費、人件費事業には、一般職員1名分、また嘱託職員人件費事業には、嘱託職員5名分をそれぞれ計上をいたしております。運行事業費4事業の総額は、8,252万5,000円で、前年度から871万9,000円、11.8%増加をいたしております。

7節、賃金、臨時雇用賃金には、13名分の賃金を計上いたしております。

11節、需用費、消耗品費には、事務用品と合わせましてタイヤの購入費を計上いたしております。

次に、5ページの13節、委託料でございますが、ここではバス運転手派遣委託料といたしまして、瑞穂地区の小学校統合に伴いますスクールバスの朝夕の増発分を外部に委託するものでございます。

次に、2款、公債費、1目、元金では、これまでのバス購入に伴いまして、借り入れを行ってございました地方債の償還元金317万5,000円、また6ページの2目、利子では、

同じく地方債償還利子としまして、66万1,000円を計上いたしております。

次に、戻っていただきまして、3ページ、歳入の主なものにつきましてご説明させていただきます。

1款、事業収入、1目、運行事業収入、1節の運賃収入には、一般の乗車運賃を、また2節、受託収入には、スクールバス運行に係ります受託収入を計上しております。

3款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、バス事業運行経費に不足をします額を繰り入れて、収支の均衡を図るものでございます。繰入金は、前年度と比較しまして1,092万4,000円、25.2%の増額となっております。

5款、諸収入、1目、雑入では、JR乗車券類販売手数料としまして、瑞穂バス事務所におけますJRバスの乗車券販売に係る手数料を、また施設管理協力金としまして、JR和知駅構内での和知駅振興会が運営しております、ふれあいハウスに係ります電気代を計上をいたしております。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第23号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

今回の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ150万円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いしたいと思います。

本財産区につきましては、財産貸付収入あるいは寄附金また基金の繰入金を主な歳入といたすものでございます。

次に、歳出の5ページでございますけれども、須知地区並びに竹野地区と地区を区分いたしまして、それぞれ先ほど申し上げました歳入を財源といたしまして、財産区管理会の運営及び財産の管理を行うものでございます。須知地区につきましては99万円、竹野地区につきましては45万5,000円を計上しておるところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。

次に、議案第24号でございます。平成23年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、それぞれ24万3,000円とするものでございます。

これもページをめくっていただきまして、事項別明細書でございますが、歳入といたしま

しては、寄附金を主なものとして計上させていただいておるところでございます。

次のページのこれらを財源といたします歳出につきましては、財産区管理会の運営あるいは財産管理に総額23万3,000円の執行を予定するところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） それでは、私からは議案第25号から議案第28号までの桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計予算の説明をさせていただきます。

いずれの財産区におきましても、歳入では土地貸付料、マツタケ採取権収入、基金利子などの財産収入が中心で、また支出では財産区区有財産の管理と、財産区住民団体への助成を中心として予算計上をいたしております。各予算の主なものにつきましては、順次予算書の事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、議案第25号 桧山財産区特別会計予算では、総額を1,690万円とするもので、前年度と比べまして110万円の増額となっております。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

収入では、財産収入の土地貸付料で、ゴルフ場用地に1,305万8,000円、携帯電話の無線基地用地に15万円、京都縦貫自動車道の工事用道路用地に83万2,000円を計上しております。

次に歳出ですが、6ページをご覧ください。

総務費、財産管理費の委託料で、直営林保育作業に320万円、補償補填及び賠償金で区への貸付地の貸借による補償費として、三つの区に対し32万8,000円を計上しております。

次に、7ページをご覧ください。

諸費では、負担金補助金及び交付金で、財産区住民団体への助成、各区の山林高度利用に対する補助金として714万3,000円を計上しております。

桧山財産区は以上でございます。

続きまして、議案第26号 梅田財産区特別会計予算では、総額を700万円とするもので、前年度と比べまして10万円の増額となっております。

事項別明細書3ページをご覧ください。

歳入では、財産収入の土地貸付料といたしまして、携帯電話業者、8つの区、個人などに対するもので、546万6,000円を計上しております。また、財源不足が生じるため、

基金繰入金として59万3,000円を計上しております。

次に歳出ですが、5ページをご覧ください。

総務費、財産管理費の委託料で直営林の保育作業に25万円、6ページの補償補填及び賠償金で、区への貸付地の貸借による補償費として354万4,000円を計上しております。

梅田財産区は以上でございます。

続きまして、議案第27号 三ノ宮財産区特別会計予算をご説明させていただきます。

総額を400万円とするもので、前年度と同額となっております。

事項別明細書3ページをご覧ください。

歳入では、財産収入の土地貸付料といたしまして、8つの区に対するもので、63万円を計上し、また財源不足が生じるため、基金繰入金191万8,000円を計上しております。

次に、歳出の6ページをご覧ください。

総務費、財産管理費の委託料で財産区区有林の境界明示作業や山林管理の委託料といたしまして35万円、諸費の負担金補助及び交付金で、三ノ宮地域振興会を始め財産区住民団体に対する補助金といたしまして、70万円を計上いたしております。

以上、三ノ宮財産区でございます。

最後に議案第28号 質美財産区特別会計予算でございますが、総額を320万円とするもので、前年度に比べまして10万円の減額となっております。

事項別明細書3ページをご覧ください。

収入では、財産収入の土地貸付料といたしまして、7つの区に対し141万4,000円、3法人に対しまして100万円を計上いたしております。

次に、歳出の6ページをご覧ください。

総務費、財産管理費の委託料で、直営林の保育作業に80万円、諸費の負担金補助及び交付金で各区の山林高度利用に対する補助金として20万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第25号から28号までの各財産区の特別会計の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

本日の議会冒頭でご承認をいただきました、京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定によりまして、京丹波町病院と京丹波町病院和知診療所及び京丹波町病院和知歯科診療所をこの4月から一本化にして、公営事業会計予算としてまとめたものについて、今回、

ご説明をさせていただきます。

なお、以降の補足説明におきまして、各診療所の名称につきましては、京丹波町病院という名称を割愛させていただきますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、予算書の順を追って京丹波町病院、和知診療所、和知歯科診療所の順番に補足説明をさせていただきます。また、個々の内容についても順次説明をさせていただきます。

まず、第2条、業務の予定量といたしましては、京丹波町病院は一般病床47床といたし、入院患者数を1日平均37人、年間で1万3,505人を予定いたしております。また、外来患者数につきましては、1日当たり病院135人、質美診療所12人として1日平均147人、年間3万7,368人と推計いたしております。

次に、和知診療所でございますが、外来患者数を1日当たり66人とし、年間1万5,820人と見込んでおります。

次に、和知歯科診療所は、外来患者数を1日当たり27人として、年間6,406人と見込んでおります。

次に、第3条、収益的収入及び支出予定額といたしましては、京丹波町病院事業収益に10億100万円、京丹波町病院事業費用に11億336万3,000円とするものでございます。差額の1億236万3,000円は、旧瑞穂病院解体に係る固定資産除却費として特別損失の計上を行ったものでございます。

次に、和知診療所事業収益及び和知診療所事業費用ともに、2億1,810万円とするものでございます。

和知歯科診療所事業収益及び和知歯科診療所事業費用ともに、6,700万円といたすものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額といたしましては、京丹波町病院資本的収入に1億3,773万5,000円、京丹波町病院資本的支出が1億5,000万円とし、支出に対して収入が不足する額1,226万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

次に、和知診療所資本的収入に836万6,000円、和知診療所資本的支出に2,160万円とし、支出に対して収入が不足する額1,323万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

次に、和知歯科診療所資本的収入に117万6,000円、和知歯科診療所資本的支出に600万円とし、支出に対して収入が不足する額482万4,000円は、過年度分損益勘

定留保資金で補填することといたしております。

以下、ページを飛ばさせていただきます、国保京丹波町病院事業会計予算に関する説明書12ページをお開きいただきますよう、お願いいたします。

それでは、最初に収益的収入についてでございますが、京丹波町病院の医業収益の入院収益については、先ほど申し上げました一般病床47床で、入院基本料13対1の継続、1日平均患者数37人、平均単価2万804円を前提として入院収益を2億890万円、前年度より96万9,000円の増収を見込んでおります。

外来収益におきましては、質美診療所分を加えても全体の外来患者数の見込み減により、3億6,540万円、前年度より1,745万3,000円の減といたしております。

また、その他医業収益では、個室の使用料と公衆衛生活動収益といたしまして、予防接種、健診事業の収益を見込みまして、全体で3,870万円、前年度より44万6,000円の増といたしております。医業収益全体といたしましては6億8,500万円、前年度よりも1,603万8,000円の減とさせていただきます。

医業外収益につきましては、一般会計からの運営費補助金については前年度と同様の1億1,600万円と企業債償還利子相当分2,613万6,000円を計上いたしております。また、旧瑞穂病院解体経費といたしまして、1億6,500万円を一般会計から交付していただく予定をいたしております。その他医業収益外収益としまして、長寿社会づくりソフト事業交付金としてへき地診療所の和知診療所に対して医師派遣をした場合、その実績に応じて補助対象となることから府補助金275万円を見込んでおります。医業外収益全体では、3億1,600万円、前年度より1億6,401万6,000円の増といたしております。

次に、13ページの和知診療所の医業収益の外来収益についてでございますが、外来患者数の1日当たりの平均患者数を66人と見込み、年間1万5,972人の受診目標とし、1億6,190万5,000円を計上いたしております。また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益といたし、予防接種、健診事業の収益を見込みまして、全体で1,030万円を見込んでおります。医業収益全体といたしましては、1億7,220万5,000円を見込んでおります。

次に、医業外収益につきましては、一般会計からの運営費補助金につきまして3,891万6,000円を、前年度より228万1,000円の減といたしております。また、へき地直営診療所運営補助として国保特別調整交付金646万6,000円を見込んでおります。医業外収益全体では、4,589万5,000円を見込んでおります。

次に、和知歯科診療所の医業収益の外来収益につきましては、外来患者数の1日当たりの

平均患者数を27人と見込み、年間6,426人といたし、5,047万円を計上いたしております。また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益とし、健診事業の41万4,000円の収益を見込んでおります。医業収益全体といたしましては、5,088万5,000円を見込んでおります。

次に、医業外収益につきましては、一般会計からの運営費補助金につきまして1,198万2,000円を、前年度より313万6,000円の増といたしております。また、へき地直営診療所運営補助として国保特別調整交付金339万円を見込んでおります。医業外収益全体では、1,611万5,000円を見込んでおります。

次に、14ページの収益的支出についてでございますが、まず京丹波町病院でございますが、医業費用において、給与費では前年度と対比しまして、看護師、理学療法士の増をした人数で算定いたしております。賃金では、主に嘱託職員、非常勤のドクター、看護師に係る賃金を主なものとしております。全体としては、前年度より1,522万1,000円増で、3億9,337万7,000円を計上いたしております。材料費では、病院と質美診療所の医薬品に係る費用で、薬品費の1億8,541万9,000円を主なものといたし、診療材料、給食材料費等を含め、全体で2億2,729万9,000円を計上いたしております。経費としましては、病院と質美診療所合わせてその主なものといたしまして、建物の管理に係る経費に光熱水費と修繕費を合算し、1,524万9,000円、委託費では窓口維持業務及び日直委託業務に2,592万円を計上いたしております。旧瑞穂病院解体費用に1億6,500万円を計上いたし、全体で3億376万3,000円といたしております。

17ページの減価償却費では、建物、器械備品との減価償却費、4,530万1,000円を見込んでおります。資産減耗費では、固定資産除却費と棚卸資産減耗費として15万円を計上いたしております。

医業外費用におきましては、病院事業債の償還利子2,613万6,000円を主なものといたしまして、全体で2,900万円を計上いたしております。特別損失では、旧瑞穂病院の解体に係る資産除去費として1億236万3,000円を計上いたしております。

次に和知診療所事業費用でございます。医業費用における給与費では1階の医療部門に係る診療部門に係る人件費で、医師、看護師、技術職、事務職らの人数で算定をいたしております。賃金では、主に非常勤医師、看護師、宿直員らに係る賃金を主なものとしております。全体としては9,348万3,000円を計上いたしております。材料費では、薬品費の8,880万円を主なものとし、診療材料等を含め、全体で9,238万円を計上いたしております。経費では、その主なものといたしまして、建物の管理に係る経費に光熱水費、

修繕費を合わせ、384万8,000円、委託費では検査委託に360万円を、窓口医業務に740万9,000円を計上いたし、全体で3,145万7,000円を計上いたしております。

19ページの医業外費用におきましては、診療所の償還利子と消費税400万円を計上いたしております。

次に、21ページの和知歯科診療所事業費でございます。医業費用における給与費では診療部門に係る人件費で、医師、技術職、事務職らの人数で算定しております。賃金では、主に臨時の医師、臨時の歯科衛生士らに係る賃金を主なものとしております。全体としては4,891万2,000円を計上いたしております。材料費では、薬品費の60万円を主なものとしたし、診療材料を含め、396万円を計上いたしております。経費では、その主なものとしたしまして、建物に係る経費に光熱水費と修繕費を合わせ301万円、委託費では歯科技工委託料に468万円を計上いたし、全体で1,370万円を計上いたしております。

21ページの医業外費用におきましては、診療所の企業利息に5万8,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、22ページからの資本的収支につきまして医療機関ごとに申し上げます。

京丹波町病院からでございますが、他会計出資金における企業債起債償還につきましては、起債の償還が本格化したし、平成28年度までは毎年1億1,000万円余りの元金の償還が続く見込みです。23年度は、償還元金1億1,193万1,000円を計上いたしております。この償還元金につきましては、一般会計出資資金により償還に充てております。補助金におきましては、府補助金とし、医療施設等設備整備補助金に2,415万円、国保調整交付金に165万4,000円の補助金を計上し、全体で2,580万4,000円の補助金を予定しております。

和知診療所でございますが、企業債償還元金に49万1,000円を計上し、国庫補助のへき地診療所設備整備事業に787万5,000円を計上しております。

和知歯科診療所でございますが、企業償還元金に88万4,000円を計上し、国保調整交付金に29万2,000円を計上いたしております。

次に、23ページの資本的支出について医療機関ごとに申し上げます。

まず、京丹波町病院からでございますが、企業償還金に1億1,190万1,000円を計上いたし、建設改良費におきましては、有形固定資産の購入として更新に必要な医療用機器にX線テレビ装置、ベッドサイドモニター、心電図検査装置等を、また事務機器として、

公営企業会計システム等の購入費用に3,706万9,000円を計上させていただいております。なお、X線テレビ装置につきましては、府補助金の医療施設等整備、施設整備補助金で2,415万円を見込み、ベッドサイドモニター、心電図検査装置には、国保調整交付金の費用を165万4,000円の補助金を見込んでおります。

次に、和知診療所でございますが、建設改良費におきましては、有形固定資産の購入としまして、更新の必要な医療機器に内視鏡ビデオシステム、超音波診断装置いわゆるエコーでございます。訪問診察者の購入費用に2,100万9,000円を計上させていただきました。なお、内視鏡ビデオシステム、エコーにつきましては、国庫補助のへき地診療施設整備事業費を787万5,000円の補助金を見込んでおります。

次に、和知歯科診療所でございますが、建設改良費におきまして有形固定資産の購入として、更新に必要な医療用機器に歯科訪問診察用ユニットの充実、電子カルテシステムの更新に係る購入費用として、501万6,000円を計上させていただいております。なお、歯科訪問診察ユニットの充実につきましては、国保調整交付金の充当を29万2,000円の補助を見込んでおります。以上の予算計上でお願いしております。

全体の資本的収入が1億4,727万7,000円、資本的支出1億7,760万円といたし、支出に対して収入が不足する額は3,032万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することでのいたしております。

以上、飛び飛びの説明で申しわけございませんでしたが、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西山和樹君） お諮りいたします。

議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算から議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第29号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

ただいまより、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま配置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

本会議終了後に予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いいたします。

ただいまより、暫時休憩いたします。

その間、議会は全員協議会を開催いたしますので、行政並びに執行部の方々はご退席の上、ご休憩ください。

開会の予定は、4時といたします。午後4時といたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 4時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第31、議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）～日程第33、議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）》

○議長（西山和樹君） お諮りします。

日程第31、議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）から日程第33、議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）までの議案につきましては、関連する部分があるため、説明から討論までを一括で行い、採決のみそれぞれの議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第89号までの3議案につきましては、説明から討論までを一括で行うことに決しました。

議案第87号から議案第89号の継続案件について、付託委員会における審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

岩田委員長。

○産業建設常任委員長（岩田恵一君） それでは、私のほうから委員会におけます審査報告を行いたいというふうに思います。

昨年の12月定例会本会議におきまして、公共下水道、農業集落排水及び、戸別浄化槽にかかわる下水道使用料の改正について、執行部より提案された一部条例改正3案については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに全会一致で決定されたところでございます。

以降、閉会中の常任委員会を1月13日を皮切りにいたしまして、去る2月24日まで計7回開催をいたしまして、今日までの執行部からの説明や資料を基に調査検討を進めてまいりました。

進め方としては、まず最初に今日までの執行部の説明、またそれに対する質疑応答について確認し、問題点や課題等についてフリートーキングスタイルで行い、その中から検討項目を絞り込み、一つには原案を改正する必要があるかに始まり、定額制から従量制を採用することについて、使用料で賄う範囲について、基本水量の設定について、累進性の導入について、超過料金の考え方について、減免措置について、認定水量についてなど、8項目について検討をし、各項目について近隣市の状況などを参考にしながら、また委員外議員さんには、ご意見を求めたいということで、その当日には4人の方々の意見等もお聞かせいただく中で検討を重ねてまいりました。しかし、常任委員会、最終で採決を行ったわけですが、それまでの6回の開催によりまして、さまざまな視点からも議論を深め、ほぼ意見も出尽くしたと思われましたが、残念ながら意見の一致は見られませんでした。

委員会が出された主な意見として、一つには公平性の確保から自家用水の正確な把握が必要である。二つ目には、子育て世帯や老人扶養世帯など、多くの水を使用する大家族世帯への配慮から、超過使用料単価の見直しが必要である。三つ目には、下水道使用者から料金改定の理解を得るためには、未収金対策への取り組みが必要である。四つ目には、使用料全体で値上げとなることへの配慮が必要であるというものが主なものでございました。

そこで、第6回委員会では、委員の方々から出された修正案3案について説明をいただき、それに対する質疑討論を行い、最終的に採決することとなりました。

その結果は、次に述べるとおりでございます。

出された修正3案の共通している部分としては、住民への周知と使用水確認の準備期間に半年程度必要であると判断し、条例の施行日を4月1日から10月1日に、使用水の申告に係る部分については、2月1日を5月1日に修正するものであります。また、使用料の額の特例については、特例期間を3年間確保するため、それぞれの期間を6カ月後とするものであります。そこで、その共通する部分について採決したところ、全員賛成となりました。

次に、修正案の共通する部分以外について、それぞれ採決したところ、委員の中で横山委員さんが出された案は、賛成1人、反対5人、また山田委員さんが出された案も賛成1人、反対5人であり、2案とも委員会としては否決という結果となりました。また、梅原委員さんが出された案については、共通する部分のみでありましたので、共通する部分以外の原案について採決したところ、賛成4人、反対2人という結果となりました。よって、産業建設常任委員会といたしましては、附則にあります施行期日、使用料の額の特例中、いずれも期日に関する部分を修正し、それ以外の部分については原案のとおりとすることに決しましたので、ご報告をいたします。

それでは、お手元に配付をいたしております委員会の審査報告書を朗読させていただいて、報告にかえさせていただきたいというふうに思います。

平成23年3月3日

京丹波町議会議長 西山和樹様

提出者 産業建設常任委員長 岩田恵一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）でございました。別紙のとおり修正。

議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）、別紙のとおり修正。

議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（継続案件）、別紙のとおり修正。

なお、審査結果の具体的な修正内容については、議案第87号から議案第89号、3案と

も同一内容でございますので、一括してその内容を朗読させていただき、報告に変えさせていただきますたいというふうに思います。

裏面でございますが、途中からでございます。

附則第1項中、平成23年4月1日を平成23年10月1日に、平成23年2月1日を平成23年5月1日に改める。

附則第2項第1号中、平成23年度中の使用を平成23年10月から平成24年9月までの排水量に改め、同項第2号中、平成24年度中の使用を平成24年10月から平成25年9月までの排水量に改め、同項第3号中、平成25年度中の使用を平成25年10月から平成26年9月までの排水量に改め、同項を附則第3項とする。

附則第1項の次に次の1項を加える。

経過措置 2 この条例の施行前の排水量に基づく使用料については、なお従前の例による。
以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、報告のとおりであります。

議案第87号から議案第89号の継続案件に対しては、小田耕治君ほか2名から、また山田均君ほか2名からお手元にお配りしております修正の動議が提出されております。これらを本案と併せて議題とし、修正の動議提出者の説明を求めます。

小田君。

○14番（小田耕治君） 14番、小田。

それでは、既に提出をしております議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例に対する修正案、議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案、議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案、以上、3修正案につきまして一括して提案理由の説明を行います。

議案第87号、88号、89号の原案は、いずれも合併前の旧町間で違う下水道料金体系を定額制から従量制に変更して統一するとともに、料金で賄うべき範囲を設備の維持管理費とし、使用料金表の整理を行う内容であります。

使用料金表の改定内容につきましては、昨年9月から11月にかけて開催された町長と語るつどいで町民の皆さんに説明がされました。私たち議員もそれぞれの立場で料金表の内容を検証し、町長と語るつどいが終了した11月30日には、8名の議員連名で下水道使用料の改定に係る要望書を町長あてに提出した経緯もあります。

昨年の12月7日に開会した定例会で提案された議案第87号、88号、89号の原案は、

町長と語るつどいで説明された内容がそのまま提案され、定例会開会までに意見交換した内容は全く含まれていませんでした。町長から提案された議案につきましては、産業建設常任委員会で議論がされ、定例会最終日の本会議でも質疑が行われましたが、討論採決までには至らず、再び産業建設常任委員会で継続審査することになり、本日、委員会での審査結果が報告されたところであります。

委員長報告の内容は、条例施行日を10月1日に修正し、料金表については町長提案の原案どおりとする内容であります。

旧町間で違う料金を統一し、従量制にすることについては、何ら異議のないところでありますが、現行料金の2倍以上になる世帯が多く発生する料金表については、今日までの議論を踏まえ、少しでも住民の負担を軽減できるものに修正する必要があると判断するものであります。

それでは、提出しております議案第87号の修正案につきまして、その修正内容の説明をさせていただきます。

下水道料金修正案説明資料、これは議案第89号の一番後ろのほうに添付させていただいてますけども、下水道料金改定案比較表1により説明させていただきます。

資料の現行料金、一般家庭につきましては、一般家庭の現行料金で丹波地区につきましては、定額制で3,780円、瑞穂地区は定額制で3,500円、和知地区につきましては基本料金1,900円プラス480円掛ける人頭プラス消費税で、3人世帯では瑞穂地区の料金と同じ3,500円となっています。

料金改定原案につきましては、昨年の12月議会で町長から提案がありました料金表で、産業建設常任委員長より報告のあった料金表も原案と同一であります。今回提案しています修正案の料金表が最下段のもので、基本使用料は原案と変わりはありません。超過料金につきましては、1立方メートル当たりの料金を11立方メートルから22立方メートルまでが105円、23立方メートルから50立方メートルまでが115円、51立方メートルから60立方メートルまでが136円、61立方メートルから70立方メートルまでが157円、70立方メートル以上は178円と修正するものであります。

この修正による原案と修正案の料金比較は下水道料金改定案比較2のとおりでありまして、その次のページにつけております。

20立方メートルまでは、原案と同一料金であります。20立方メートルを超えると料金の値上げ幅が原案より縮小する料金表になっており、50立方メートルでは原案8,400円が修正案では7,420円となります。この収入により、料金収入が原案より概算でし

かちょっと計算できなかつたんですけども、700万円から800万円程度の減収になりますが、認定水量による料金収入と料金の収納率向上により、21年度決算の維持管理費は確保できるものと推計しています。なお、原案は認定水量による料金収入は料金収入額には算定されていない内容と判断しています。なお、附則の施行期日、使用料の額の特例の修正、経過措置につきましては、修正案に記載のとおりであり、産業建設常任委員長より報告のあった内容と同様であります。

下水道料金の改定につきましては、今日までに本当にさまざまな議論がありましたが、結果的には意見の違うところの穴が埋められず、妥協点を見つけ出すことができず、原案を含めると4案の採決をしなければならなくなったのではないかと考えています。今回、提案しています修正案は、産業建設常任委員会での審査内容を尊重した上で町民の負担を少しでも軽減する内容に修正しています。非常に厳しい社会経済情勢の中であります。ぜひとも修正案にご賛同いただきますようお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ただいま上程になりました、京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例に対する修正動議につきまして提案理由の説明を申し上げたいというように思います。

今回、提案しております修正動議、お手元に配付をいたしておるわけですが、はじめに修正の動議の内容について理由を述べさせていただきたいと思います。

まずはじめに、下水道料金への考え方についてであります。公共料金として、基本的な考え方は普遍的住民が必要とするサービスを明らかに超えるサービスについてのみ負担を求めべきというように考えるものであります。

今、町民の生活実態を見ますと、民間給与は12年間も上がらず、収入が大きく減っております。前に行われております人事院勧告でも、引き下げ引き下げが続いていることから明らかであります。また、農家の収入も米の価格は下落の一方で、こしひかりの一等米が1袋5,000円と、今そういう生産費も賄えない状況も出てきておるわけであります。さらに、今日、原油も大幅に引きあがって、最近ガソリン代も140円と、電気代を初め、関連する商品、また製品の値上げも予定されておりますし、既に多くの生活必需品も値上げになってきております。こういう時期の公共料金の見直しは、最小必要限度とすべきと考えるわけであります。もちろん、町民の理解と納得、合意を得て実施すべきであることは言うまでもありません。公共料金はそのまちの暮らしの実態を示すものです。住みやすいか、暮らしやすいかの基準にもなると思います。

今回、提案をされております下水道料金の改定案は、公共料金等審議会の答申に基づいて改正した料金引き上げは、同時期での改正のほうが理解を得やすいと説明をされてきました。提案されております使用料は、平均19.69%の大幅な引き上げになってます。これが実施をされれば、今、現町政が人口増をまちの大きな柱に掲げている中で、一番住みにくいまちになってしまうのではないかと考えるわけであります。特に、若者の定住を始め、京丹波町に住んでみたいと、住み続けたい、こういう人たちにも大きな打撃を与えると考えます。このような状況を踏まえて、下水道料金を考える場合に、今回の料金改定を提案された大きな理由は、合併をしたことによる町内の料金を統一することとされております。この点から合併の目的でありますサービスは高いほうに、負担は低いほうにと、こういう立場から住民のライフラインでもあります下水道料金は、現在の京丹波町内の料金で一番低い料金とすることといたしました。基本料にしましては、京丹波町の下水道使用料で一番低い料金である、和知地域の2,499円を基準として、下水道使用料は排水量10トンまでを基本料金として、1カ月2,500円を修正案として提案するものであります。

財源の問題についてもあるわけでありますが、今回の改定案は19.69%の引き上げで総額は約5,559万円の増となりますが、現行料金より減額となる金額が約1,349万円でありますので、差し引き4,210万円が町が示している増額分となっていると考えます。

料金改定の基本にされております、維持管理費を使用料で賄おうとすると、人口や世帯が減少すれば、維持費が増加しなくても料金改定が必要になり、料金の引き上げを連続して実施しなければならなくなると考えます。

地方公営企業法第3条では、経営の基本原則として常に費用の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定をしております。本来の目的は公共の福祉の増進であり、値上げをどう抑えるかなど、もっともっと深く検討、研究することが必要と考えるものであります。

また、下水道事業について、地方財政法第6条、公営企業の経営の規定により、特別会計を設け、その経費はその性質上、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされておりますが、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、当該公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経費の伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除きとされております。こうした点を踏まえて、国は地方公営企業の経費の負担について、その性質上、その地方公営企業の経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費、並びにその地方公営企業の性質上、

能率的な経営を行ってもなおその経費に伴う収入をもってのみ充てることが客観的に困難である経費については、一般会計または他の特別会計において出資、長期の貸し付け、負担金の支出、その他の方法により負担するものとされていることに鑑み、基準財政需要額にその所要額を措置することとしているとなっております。

水道や下水道事業は、住民生活のライフラインであり、公共料金として一般会計からの繰り入れも行い、料金の引き上げを抑えるべきと、こういう立場から提案をいたした次第であります。

なお、私も産業建設常任委員会に所属しておりまして、先ほど委員長報告がありましたように、その委員会でも修正案を提案いたしました。そういう立場から今回、その内容に基づいて修正案を提案するものであります。

お手元に配付をしております、この修正案の別表を見ていただきたいと思います。

また、対照表も出ておりますので、見ていただきたいと思うんですが、原案は基本料金を10立米が2,940円、修正案は2,500円とすると。超過料金につきましては、11トンから20トンが105円となっておりますが、修正案では11トンから30トンまでを100円といたしております。また、21トンから30トンが原案は126円、31トンから50トンが120円というようにいたしました。また、31トンから40トンが147円、51トンから70トンが140円、41トンから60トンが168円、71トンから90立方メートルが160円と、61立方メートル以上を189円というのを91立方メートル以上を200円という形にいたしまして、できるだけ負担を求めるわけではありますが、累進性を導入して、多く使っていただく方は一定の負担をしていただくと、こういうことで修正案を提案したところであります。

また、施行期日につきましては、先ほども小田議員からもありましたけれども、委員長報告がありました、その施行期日同じでございますので、併せてその点を申し上げて、修正案の提案の理由の説明とさせていただきます。終わります。

○議長（西山和樹君） これより、委員長報告及び修正動議に対する質疑を行います。

まず、委員長報告に対する質疑を行います。

篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） それでは、委員長にお聞きをいたしますが、まず第1点目は、今年の5月27日に今回の下水道料金改定に係る資料が執行部より提出されまして、説明がなされたと聞いておりますが、12月の提案をされるまでに何回委員会を開催されまして、どのような議論をされたのか、まずは1点お聞きをいたしておきます。

次、2点目であります。平成22年第4回定例会におきまして、町長に提出された議案第87号ほか2件の下水道料金改定に係る条例改正案が討論採決がされずに、全員賛成で継続審査となりまして、産業建設常任委員会に付託をされましたが、その継続審査となった理由はどこ、何にあったのかということを考えておられるのか、まずお聞きをいたしておきます。

次、3点目であります。1月28日の第3回委員会におきまして、委員外議員が意見を述べましたが、その意見をどのように集約され、委員会で議論されたのかお聞きをいたしておきます。

次、4点目でございます。今回の下水道料金改定に係る意見を学識経験者などから広く聴取するため、委員会条例第22条の規定による公聴会を開催する考えはなかったのかお聞きをいたしておきます。

5点目であります。委員会審査報告では、施行期日の修正のみで、料金表の修正はされなかったわけでございますが、料金表についてどのような審議をされたのかお聞きをいたしておきます。

6点目でございます。委員会審査報告では、施行期日の修正のみで、委員長は委員会の最初から最後まで一貫して町の原案を基本に施行期日のみの修正に終始した委員会運営をされたと聞き及んでいるわけでありまして、そんなことが事実であったのかお聞きをいたしておきます。

7点目でございます。条例案件が継続審議となりまして、委員会付託されることは、本町議会では初めての事例ではないかというふうに思っております。組長と議会は、二元代表制でその機能をそれぞれ発揮することが我々議員に与えられた使命であろうというふうに思っております。しかし、今までは新聞報道でも呼ばれてますように、ややもすると組長追認機関としての役割しか果たせなかったことも事実でありまして、このような状況から議会基本条例を制定しまして、議会改革が全国の各市町村議会で行われているところであります。

今回のこの下水道料金改定条例案の委員会付託は、議会の機能を発揮するには絶好の機会でありましたが、施行期日の変更のみの審査報告では、組長追認機関と言われても仕方がない結果について、委員長はどのように考えておられるのかお聞きをいたしておきます。

8点目でございます。産業建設常任委員会の委員である山田均議員が発議者となりまして、修正動議が提出をされましたが、所属委員が修正動議を提出するということは、審議が十分尽くされていないということも解されますが、委員長の見解を求めます。

以上、8点につきましてお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 岩田委員長。

○産業建設常任委員長（岩田恵一君） 大変たくさんの質問をいただきましたので、それでどうかと思うんですが、まずもって昨年の12月議会で提案された案件を、これ全会一致で付託されたわけですね。私が付託してくれといったわけやなしに、皆さんのご意見として付託された案件でございまして、こういう最終的に、こんな、当然その委員会の中では全会一致というのは、本当に、そういうことで、本日も委員長報告したかったわけですが、それがかなわなかったということで、結果として採決をし、私は表決には加わってませんが、過半数以上、4名の方が原案とそれから委員の中から出された案に同意されて、本日提案をされたということで、こういうことでまた修正案が出されたということに大変に私残念に思っています。

それで、1点目の昨年の5月27日に資料が提出されて、私も見せていただいて、説明も執行部からされまして、委員会の開催について一部委員さんの方からどうやということがありました。しかし、それについても正副委員長でいろいろな判断もしながら、どうかというようなことも考えておったわけですが、その中でも既に町長と語るつどいも計画され、その内容を発表するというような経過もございましたので、その経過を見ながら当然それから住民への周知、徹底がなされた中で、また議会への説明がされるんやろうというふうに思っていました。私も12月の議会運営委員会の中では、町長に対して今回の提出については拙速ではないかという申し上げたとおりでございます。

それから付託された理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、意見集約をどうやったかということでございますけども、私は民主的にことを進めたというふうに思ってますし、篠塚議員さんも度々というか、もう何回も傍聴にもこられて、本当に全員協議会せいというようなお声もあったわけですが、もう傍聴者の議員さんを含めると13人、14人というようなことで、いかにこの問題が皆さん方に関心があったと、当然、私どもも住民の皆さん方に負担を強いることとございますので、当然これは慎重に審議して最終的な判断をせなあかんと、そういう立場で進めてきたつもりでございますので、何か私が一方的に、何番目だったか忘れましたが、私が施行期日だけをという原案をそのまま押しつけたような言い方をされますけども、ちょっとほかの委員さんに聞いてもらったらわかるんですけども、そんなことは一切ございません。私はやっぱり委員会として公平に進めていかないといけないという立場と、それから私が私見を述べたことは一度もございません、委員会で。これは、委員会の議事録を見ていただいたらわかると思いま

すけども、私がそういうことをすれば委員会を誘導していると、これからの委員会運営に当然支障を来しますし、そんなことは一切ございません。議事録を確認してください。

それから、学識経験者等の方を呼んで公聴会の開催をしたらどうかと、そこまで考えたことはございませんので、当然、議会へ付託されて私どもが議会の住民の代表者でございますので、私どもで検討をさせていただいて、本日の結果を迎えたということでございます。

それから、当然、篠塚議員さんがおっしゃいますとおり、昨年来から京都新聞にも、私も京都新聞とっておりますけど、大変、地方議会の問題とかいろんな問題が出されております。当然、二元代表制をしておりますので、執行部、町長側から出された提案について、全てオーケーということではありません。是で非でいくというのが私のスタンスでございますし、皆さん方もそうであろうというふうに確信をしておりますし、いろいろ今回の件につきましては、審査報告の前段で申し上げましたように、原案に対するいろんな課題とか、疑問点、全て出してくれという中で、度々執行部、原課の担当課長にもお越しいただき、説明をしてもらい、またその中で疑問が出れば、資料の提供を求め、これも本当に私無理を言いまして深夜遅くまで本当に大変ご無理を申し上げて作成いただき、当然、委員の皆さん方には、次回には当然報告しますよという形で報告もさせていただき、その資料については、全議員さんに配付をさせていただき、確認もいただきましたので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

それから、最後の本日、私どもの産建委員の中の山田委員さんから修正案が出されております。これも一番最初に言いましたように、委員会として審議を尽くし、付託された案件を報告させていただいた中で、本日こんな結果を迎えたことは非常に私としては残念でなりません。

料金表の審議経過ですけど、これについては、確かに私も審査報告の前段で申し上げました、ありましたとおりに、子育て世帯とか、老人扶養世帯など多くの水を使用する大家族世帯への配慮が欠けておるんじゃないかと、2倍になるというようなご意見もありまして、それについては委員の皆さん方も慎重に審議もされ、また検討をされた中で、最終的にいろんな案をそれぞれ皆さん方お作りになったと思います。私も最終的には、同数になった場合には私に表決も、最終的な判断をせなあきませんので、個人的にはつくっておりました。しかし、審議会の答申の結果や、それからいろいろ今回聞かせていただきますと、原課が作成した原案、もともと最初の原案ですね、それを町長部局、特に寺尾町長はやはり近隣の市町村にも配慮しないかと、これからできるだけ皆さん方に負担を強いるような料金表になってはいかんというような中で、2回、3回と料金表の見直しをしましたというようなことを原課か

らも聞かせていただきました。まさにそのとおりやないかと私も思っておりますし、いろいろの複数のこれはこういう場合はこうなりますよと、複数の案についての検討も議員の皆さん方にさせていただいた中で、これはやむを得んやろうなという判断を委員の皆さん方はされたんだと私は思っております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 昨年の5月27日に常任委員会、委員長のほうに資料が提出され、説明はされたということで、委員会としては開いていないということで、我々がこの説明を聞いたのは9月7日だったと思うんです。ですから、これ3カ月以上ございまして、委員会開催をすとかせんとかいうのは委員長権限でありますので、そこまでは何とも議論をしたくないんですが、しかしそういう資料が出ているということで、我々にも配付をしていただきましたかったというふうに思っているんです。多分、配付されてないと思うんですね。その配付をされなかった理由は何かということをもまず1点お聞きをしておきます。

それと、この2点目の継続審査になった理由でございまして、やっぱりその理由を踏まえて委員会運営がなされたのかなということですね、2点目はお聞きをいたしておきます。

それと、委員外議員が意見を述べまして、民主的に進めた、公正にやったと、傍聴も来てもらっていたというような話でございまして、今回の委員会審査報告には、委員外議員の意見がほとんど反映されていないということでありまして、なぜそのような審査報告になったのかお聞きをいたしておきます。

それから、料金表の審議の中では子育て世帯とか老人世帯のそういう負担の軽減ということも考えたこともあったと、議論したこともあったと、こういうご答弁でございましたが、この料金表は町原案どおり承認可決されますと2倍以上という大幅な料金引き上げとなる世帯があるわけでございますが、そのことにつきましてどのようにご見解を持っておられるのかお聞きをいたしておきます。

次に、委員長の委員会運営のことで、まだなお公正に運営したと。私は発言はしていないということで、ほかの委員に聞いてもらいたいということでした。私はこれ委員長に聞いている話なんで、ほかからは、ほかの人には私はそれは言われなくても聞きますので、その答弁は何だったのかなという気持ちでおりますが、施行期日のこの修正のみで、6回も委員会も開催をにする必要があったのかということについてお聞きをいたしておきます。

以上、5点ですね。よろしく申し上げます。

○議長（西山和樹君） 岩田委員長。

○産業建設常任委員長（岩田恵一君） 配付されなかった理由なんですけど、意図的にしたも

のではありません。

それから、委員外議員さんの意見が反映されなかった理由、これは委員会で決定されたので、私ごとやかく言うことではないと思います。

それから、大幅な値上げに対する委員長の考え方はどうかと。これは原案を尊重させていただきたいと、決まったことを尊重させていただきたいということでございます。

それから、委員会運営は公平にされたのか、これは委員外議員に聞けということで、先ほど申し上げたのは大変失礼やったわけですけども、私は委員長としてそうであったというふうに確信しております。

それから、施行期日のみでの改定で、6回も開催されたというようなご意見に対しては、大変に失礼だと私は思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） その常任委員以外に資料が配付されなかった理由は、意図的にしたのではないと、ほんなら意図的にしたのではないということは、どういう意味なんですかね。解釈的に言われるとしにくいと思うんですが、うっかり忘れておったということになると思うんですね。これ、意図的にしてないということでしたら。そうしたら、これはやはり私は委員外議員全員に資料が配付され、議員にも説明されていたら、今のような状況がもっと変わったのではないかなというふうに思いますし、意図的ではないというその解釈、教えて欲しいなというふうに思っております。

それと、6回委員会開催されましたが、料金算定の基礎について十分な審議はされたのかなということをお聞きをいたしておきます。私も町の原案もいろいろさまざま角度から検証させていただきましたが、いろんな面で認定水量とか、それから減免の問題とか、いろいろその辺で維持管理費を料金として徴収すると、収納するということを言いながら、そこまでいかない部分もあったり、ちょっとその辺の算定基礎等についてこれ十分な審議ができていないと料金表についても適切な判断ができなかったのではないかなという話、その辺のことは十分な審議がされたのかということをお聞きいたしておきます。

6回もする必要ななかったのかということで、失礼やということでおしかりを受けたわけですが、十分な審議がされたのではないかなというふうには思ってますが、先ほど申しました点につきまして、再度、お答えを願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 岩田委員長。

○産業建設常任委員長（岩田恵一君） 意図的にしたものじゃないということを申し上げたん

ですけど、私が当然受けたときに、皆さん方に配付をさせていただいたほうが良かったと思いますけども、私もぬかっておって大変申しわけなかったんですけども、これ皆さん全議員の皆さん方にこれ条例改正案件なので、お手元に届くのであろうという推測の中で、こういう手落ちになったことについては大変申しわけないと、お許しいただきたいというふうに思っております。

それから、6回の委員会をされて料金算定の基礎について十分検討をされたのかということについてでございますが、内容については委員会の中でいろんな角度から検討も加えていただいて、本日の結果を迎えたというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、小田耕治君ほか2名から提出されました修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

村山君。

○6番（村山良夫君） 山田議員にも小田議員にもお聞きしたいんですけども、答申のありまいたいわゆる一般会計から現代繰り入れている、基準外で繰り入れている4,200万円については、料金に反映すべきだという答申内容があったわけですけども、これに対する考え方は、山田議員の説明によりますと、多分これは完全に無視をするというか、それはできない案だと思いますし、小田議員のほうでは、多分700万円前後不十分だと、こういうことになるわけですけども、やはりその答申に対する考え方というのは、やはりある程度尊重しなければならないと思うんですけども、両議員さんがどうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 現在は、小田議員に対する質問ですので、小田議員のほうからお答えをお願いします。

小田君。

○14番（小田耕治君） 料金体制そのものは従量制でございますので、これは使う水の量によって、排水する水の量によって料金というのは流動的に変化するというので、その維持管理費100%賄う料金表というのは、かなり高い位置に据えておかなければできないんじゃないかなというふうに思っております。

それと、試算で700万円から800万円と私申し上げたんですけども、町の計算している、町といたしますか、町部局から提出されております原案によりますと、認定水量というのは、料金の中に参入されていないということで、これは町から説明を受けました平均的な人数、それから平均的な家庭での使用水量、1人当たりの使用水量、その辺から私なりに試算しま

すと、その認定水量で400万円から500万円の収入が見込めるといふふうに計算をしております。これはやってみないとわからないですし、実際に調査してみないとわからない部分でありますので、確実にそうできるのかというようなことの補償は何もないわけでございまして、私どもが推計した数字では400万円から500万円、これは1人当たりの使用水量から計算する。つまり10立米以上を使用する家庭で認定水量を、平均的な家庭の使用水量に換算すると収入増になるんじゃないかなといふふうに試算をしております。

それから、さらに不足する額300万円程度、300万円というのがあるんですけども、これはやっぱり料金収入の平成21年度決算で500万円、年間あるわけですけども、累計しますと2,000万円程度の未収金があるということで、この未収金回収にやはり努力いただきたいなという思いで、ほぼ維持管理に近い料金表になっているといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 先ほど、両方にお聞きしましたのは、議長さんは修正案をどちらか指摘されませんでしたので、両方一遍にされるのかなと思ってしたわけです。

それで、今、小田議員のほうからお話をお聞きしまして、誤差というか差額は300万円前後、それも未収金の回収で補えるのと違うかと、こういうことになるわけですけども、そうしますと、理事者側が出された原案というのは、算出に矛盾があったというんですか、ということになるのかなとこう思うんですけども、その辺どう、小田議員の感覚はどうなっているのかなと思うんですけども。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） いずれにしても、その認定水量というのは調査はして、認定水量部分の料金収入というのは、調査をして、最終調査結果を待たないとどれだけの収入になるかというのは計算できないんじゃないかなといふふうに思っております。従いまして、町の料金表は、平成21年度の維持管理費2億5,000万円に近い金額、その金額になる料金表を設定されたものといふふうに思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） 12月議会でいろんな意見が出されました。原案に対する反対意見の中で、10立米を基本料金とするところに対する考え方、また累進性、または極端な累進性を取るべきではないという反対意見がありました。この辺についてこの小田議員の修正案、

どちらも同じ、原案と同じ内容になってるんですけども、その辺の説明をお願いします。

○議長（西山和樹君） 5時になろうとしておりますけれども、本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ありがとうございます。

それでは、継続します。

小田君。

○14番（小田耕治君） 小田です。

一番最初、提案理由の説明で申し上げましたように、議会制民主主義の基本は、いろんな議論を闘わせてやはり妥協点を見つけ出して、やはり多数の人が賛成できるようなやっぱり案を見出すのがやっぱり議会制民主主義のそれは基本だというふうに思っております。

従いまして、産業建設常任委員会での意見、ほとんどの傍聴をさせていただきまして、産建での委員会では基本料金を10立米とするという基本的な考え方、この部分には妥協できる部分といいますか、共通できる部分、それから収入の面からいってもやむを得ないという考え方をごさいます。まず、基本的に10立米を2,940円、これは全域で考えると要するに800円でしたかね。2,800円になるのかな。ぐらいだったというふうに思うんですけども、この2,800円が何で出てきたのかなということもいろいろ検証してみました。この2,800円が出てくる根拠というのは、維持管理費、この維持管理費じゃなくて、21年度の調定額ですよ。約2億1,000万円、これの約2分の1をゼロ立米の基本料金として算定し、それに使用排水量の残りの2分の1を排水量で割った金額、これを積算していくと10立米で約2,800円になります。それが町の考え方の10立米の基本的な考え方じゃなかったんかなというふうに思っております。従いまして、提案理由の説明でも申し上げましたように基本的には私は5立米あるいは6立米、7立米、このあたりが使っていない水の分まで支払わなければならないというその不公平感みたいなものを払拭するには、基本料金の使用水量の基本だろうというふうに思っておりますが、いわゆる妥協点、妥協的な案として10立米という形で提案させてもらったものでございます。

それから、累進性の部分につきましては、基本的な考え方としては一般家庭のいわゆる料金の上昇率、これが町の案でいきますと、10立米から20立米、20立米から30立米と、10立米単位で20円単位で上がっているわけなんですけども、これをこの料金表でいきますと、いわゆる一般家庭がずっと50立米までにほとんど上がってしまって、そこで料金が確保できているような料金表になっておりまして、いわゆる2倍以上になる家庭がたくさん

発生する要因になっているというふうに思っております。修正案につきましては、水道料金の考え方でありまして、22立米までを10円上げると、単価を10円上げると、100円、基本的には100円という単価に消費税を掛けたものでございます。その分を22立米まで、これ水道料金と同じ考え方でもございまして、水道料金を22立米から料金単価を上げているという考え方になっております。これは13ミリの一般家庭の分でございます。そこから50立米までは、110円という単価で累進性を取らずに、51立米から以降につきましては、一般家庭の以外の家庭がたくさんあるということで、その分につきましては、現行案でもそれぞれの商店、あるいは事業所、料金設定をしている部分でございますので、それにあうような形の累進性を採用している料金表でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 原案では半年間ぐらいですかね、僕らの目に触れてから、それで町長と語るつどいであるとか、区長さんを集めてやるとか、説明の期間があったと思うんですけども、この修正案、きょう初めてみたんですけど、これどうやって、もし通ったら周知、あと広報をするつもりですか。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） この点については、非常に難しい問題だというふうに思っております。町民の皆さんからすれば、産業建設常任委員会に付託されたということは御存じでございますので、産業建設常任委員会では、新たな料金表が設定されるということを思っておられる方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。私どもが提案しております内容につきましては、22立米以上は原案よりも高くなる家庭がございません。全て安くなるような料金表に設定をしておりますので、当然のことながらこの内容で実施時期も平成23年の10月1日という形にしております。6カ月間の猶予を持ったのを十分住民に説明するための期間だというふうに判断をしております。この分については、住民の皆さんに十分に説明をして、理解をいただけるようなご努力を、議決された後には町のほうでお世話になりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今、料金が安くなる家庭ばかりで、高くなる家庭がないので、説明の必要がないという意見だったんですけども、下水道事業の維持管理、人件費、その他に係る金額は変わらないので、徴収金額が少ないと、じゃあ、どうやって負担するんだという

ときに、どっちにしる町民の皆さんの税金で負担することになって、別に安くなるわけではないと思うんですけど。むしろ、見えている金額が見えなくなる。町民の皆さんからいただく金額が見えなくなるので、なおさら説明の必要が出てくると思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 現行料金でも一般会計からの繰り入れはありまして、この料金改定をすることにより、一般会計の繰り入れは減っていくというふうに解釈をしております。従いまして、一般会計からの繰り入れが増えるような料金改定という案ではないというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって、小田耕治君のほか2名から提出された修正案に対する質疑を終わります。

次に、山田 均君ほか2名から提出された修正案に対する質疑を行います。

村山君。

○6番（村山良夫君） 先ほど言ってしまいましたので、全く同じことをお願いしたいんですが、答申の4, 200万円への対応というんですか、もうこれは無視をされるというか、答申は眼中にないということになるのかどうかということです。

それと、先ほどもちょっと北尾議員から話がありましたように、要る費用というんですか、は限られて、決まっているわけですから、ざっくりばらんな言い方をしますと、直接料金としてもらうか、それとも一般会計という形で自分たちが払った税金なり、そういうところから払うかの違いでありまして、町民が負担する金額というのはどちらにしても同じだと。そういう意味からは、やはり後でまた私が討論をさせていただく機会がありましたら申し上げようと思っていたんですけども、やはり料金を払っていただくことによって、町民の方々がこれだけ負担をせないかねやということを分かっていた中で、もっと下水道料金に対する原価コスト等についての関心を持っていただいて、行政に対しても意見、具申をしていただく機会を、下手をすると逸してしまうことになる。その辺の二つの点をどうお考えなのか山田議員にお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 1点は、維持管理費の使用料で賄うということについてでした。

審議会の答申を無視するわけでありませんが、審議会の答申というのは、その時々町の意向というのが非常に出されるというように思うんですね。例えば、先ほど、きょう朝

決まりましたように、和知の診療所の問題でも、前町長は診療所、一般病床をやめて、そして療養に変えたわけでございますけども、今度は。

○・・・（・・・君） 関係ないと思いますけど。

○15番（山田 均君） いやいや、そういう考え方で、審議会というのは一定のそういう方向が示されるので、私はそういう審議会の答申を無視するわけではありませんけども、維持管理費を使用料で賄うという考え方でいけば、人口や世帯が減少すれば、維持費がどうかしなくても、料金改定必要で料金を上げんならんと、こういうことになりますから、私はそもそもその考え方は、そういう考え方に立つべきではないというように考えておりますし、

.....
.....
・要る費用は決まっていると、一般会計からか、個人からか、どちらかではないかということがありました。一定の負担を求めることがそういう意識を高めることではないかということもあったわけですけども、私はその下水道ということだけではなしに、やはり住民の自治意識を、それをどう高めていくかというのは全体の行政の運営の中でやっぱりそういう取り組みをして、いろんなこの下水道だけではなしに、町政全般にいろんな関心を持っていただいて、町政に参画していただく。それはやっぱり住民の皆さんの自治という意識をどう行政として高めていくか、そういう取り組みが私は必要だというふうに考えます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今、答申制度そのものについて副議長であられる山田議員からお聞きするような発言ではないように思いました。

それで、そういうことになると、答申は理事者が自分の意向にあう答申を受けるために審議会なり、そういうことをやっておられるということになりますし、これは訂正というか、取り消しておいていただかないと今後の議会運営に大きく影響すると思います。

それと、先ほどもお話をしてますように、合理化の意識は今、山田議員がおっしゃったように何もこの下水道料金だけじゃなしに、ほかの部分でもやはり十分意識をしていただきたいこう思います。特に、滞納のある原因というのは、やはり行政、町長以下職員の方々一人一人までがやはりその仕事ぶりなんかによって不足に思われたり、また予算としてその大事な資金を使われる使い方にも不信を持たれたり、そういうことが未払いになる原因にも私はなっているんじゃないかと思うんです。そういう意味からも、やはり何がどれだけ要って、どうなってんねやということをよく町民の方に知っていただくというには、今まで以上にやはり現実をそのまま提供していただくという意味で、下水道料金も答申のとおり4, 200

万円はやっぱり補填しとかんと、もう既に一般会計から4億9,000万円、そのうち2億2,000万円は基準内ですけど、基準外で2億7,000万円ですか、ほど、補填はもう既にしているわけですから、その辺のことがやはり大事やと、このように思うんですけど、山田議員もそういう同じお考えでございますか。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君）
.
.
.

それから、二つ目は、財政問題のその4、200万円の関係が出されておるんですが、資料で配付をされていると思うんですが、基準内の繰り入れという部分とそして交付税算入分と、交付税算入分はいわゆる基準財政需要額で見ると3億2,000万円ぐらいになるんですが、やっぱりそういう必要という経費が本来そういうふうに認められておるわけですから、私はそういうのを見るべきであるし、それ以上のどうするかと、これは町長の政策的判断ということしかありませんが、何を行政の中で優先するかということになろうと思うんですね。私は、住民のライフラインとして水道や下水というのは、やっぱり一定、一般財源からも繰り入れて運営をすべきだと、こういう考えであります。

○議長（西山和樹君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 山田議員の案と原案との徴収金額の差ってシミュレーションできてたらお願いします。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 大体、私どもが出した案というのは、現行のいわゆる徴収金額大体2億1,000万円余りが使用料として。調定額では、2億1,700万円やったかな。ぐらいの範囲内に、大体4,200万円増やすということやから、増やさないという考え方で、いわゆるつくっております。

○議長（西山和樹君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 先ほど山田議員の提案理由の説明の中に、サービスは高く負担は低くというのを考えながらつくりましたということだったんですけど、これは小田議員のところと同じ問題点なんで同じ質問になってしまいます。徴収金額が少ない場合に、繰り入れをしたときに、繰り入れというのは町民の税金からそちらへ回されるわけで、4,200万円分のサービスが低くなってしまわないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） そういう単純に、例えば1億の中の4,200万円を少なくすればそういうサービスが減るんじゃないかと、こういうことにもなるかと思うんですが、それは全体の、例えば今年当初予算は過去最高の当初予算の額になっておるわけですけども、その中でその住民優先して、何を町長として財政的な配分をするかと、こういうことになりますので、決してそれが全て住民の福祉やとか、そういうことが削られていくんだということではないというように考えております。

○議長（西山和樹君） これをもって、山田 均君ほか2名から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、原案及び原案に対する全ての修正案について一括して討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

なければ、次に、原案及び全ての修正案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

なければ、次に、小田耕治君ほか2名から提出された修正案に賛成者の発言を許可します。篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） ただいま、上程になっています議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案を一括して賛成の立場から討論を行います。

今回の下水道料金の改定につきましては、合併協議で現行のとおり新町に引き継ぎ、従量制への移行も含め、合併の翌年度から3カ年を目処に統一に向け調整すると確認されていますことや、公共料金審議会答申で、本町が採用すべき料金体系は、実際の使用水量に基づいて料金を設定する従量制とすることが適当であるとの答申が出されていますことから、従量制に移行することについて異議はありませんが、合併協議確認事項や公共料金審議会答申がされているにも関わらず、合併協議で確認された合併の翌年度から3カ年である平成21年度中に従量制に移行し統一されなかったことを考えると、いかに従量制へ移行し、料金を統一することが難しいことかを如実に物語っております。このような極めて難しい行政課題で

あります条例改正案を提案された町長のご英断に敬意を表しますとともに称賛に値するものがありまして、本来なら町原案にもろ手を挙げて賛成をすべきところではありますが、先ほど述べましたとおり、きわめて難しい行政課題でありますことから、担当課で積んだり崩したり、崩したり積んだりしながら、検討に検討を重ね熟慮された上での結論で、最善の改定案であるとお聞きをいたしておりますが、我々も下水道使用者であります町民の皆様方からのご要望やご意見を踏まえ、今回の町改定原案をさまざまな角度から検証し、検討した結果、料金算定等の考え方について何点か一致しない部分があり、やむなく修正案の提出に至ったところでもあります。従いまして、今回の修正案の提出はあくまでも町長の掲げられる安心・活力・愛のあるまちづくり構想、そして総合計画に定めます人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち、丹波高原文化の里、京丹波の実現と昨今の厳しい経済情勢が続く中、住民の家計負担を最小限にとどめるための修正案であることを最初に申し述べておきます。

論点の第1番目は、超過料金の累進性の考え方であります。町原案では、11立方メートルから20立方メートルまで100円、21立方メートルから30立方メートルまで120円、31立方メートルから40立方メートルまで140円、41立方メートルから60立方メートルまで160円、61立方メートル以上は180円と急激な累進性となっていることから、排水量が30立方メートルの場合、瑞穂地区では現行料金の1.5倍、丹波地区では約1.4倍、和知地区では4人の場合1.3倍に、排水量が42立方メートルの場合、瑞穂地区では現行料金の2倍、丹波地区では約1.9倍、和知地区では7人の場合1.3倍に、排水量が50立方メートルの場合、瑞穂地区では現行料金の2.4倍、丹波地区では約2.2倍、和知地区では8人の場合1.4倍となり、瑞穂、丹波地区では30立方メートル以上、50立方メートルまでの排水の場合約5割から2.4倍の大幅な引き上げとなります。

私たちが聞いております50立方メートル程度排水している町民の皆様のご要望、ご意見としては、2倍までにしたいと。2倍までなら何とか辛抱できるという声が圧倒的な民意でございます。今回の料金改定算定基礎には、人件費を除く維持管理費で、維持管理費の主なものは公共下水集落排水では、電気料金、施設維持管理委託料、汚泥脱水委託料及び汚泥引抜委託料、浄化槽では、清掃委託料及び保守点検委託料でありまして、例えば汚泥引抜料が10立方メートルの場合、1,000円としますと、1立方メートル単価は100円でございます。町原案の累進性をこれに当てはめますと、50立方メートルの場合、1立方メートル当たり単価が140円ですね。1.4倍経費がかかるというようなこの計算になるわけでありまして、通常は量が増えると処理費は安くなるのが常識であります。この例から見ましても、大家族で排水量が多い世帯に極端な累進性を採用する必要はないというふうに

考えるものでございます。

一方、資本費、起債の元利償還分も含めた額が算定根拠になっている場合は、累進性を採用する必要があると思います。施設の処理能力は計画人口に応じた規模の施設を建設していますことから、加入分担金は家族数に関わらず一律の分担金であり、少人数世帯と大家族世帯で不公平があり、累進性を採用することによりまして、資本への償還を公平にしていると考えられます。従いまして、超過料金の累進性に対する我々の結論としては、維持管理費を料金算定基礎としている場合、50立方メートル程度までは極端な累進性を採用する必要がないという考え方であります。従いまして、我々の修正案は、11立方メートルから22立方メートルまで100円、23立方メートルから50立方メートルまで110円と緩やかな累進性とし、51立方メートルから60立方メートルまでを130円、61立方メートルから70立方メートルまでを150円、71立方メートル以上170円とやや急激な累進性としておりますが、これは町原案が今回の改定で総額4,000万円の料金を引き上げしているために、下水道会計の独立採算制の観点から引き上げ総額の4,000万円にほぼ近い料金収入を確保するために、50立方メートル以上はやや急激な累進性をやむなく採用をいたしております。

論点の第2番目は、料金の減免措置であります。今回の改定に併せまして、75歳以上のひとり暮らし世帯で前年度の町民税が非課税世帯等を月額525円減免する方針のようでございますが、下水道会計の中で減免措置をすれば、他の世帯に減免分の負担を求めることとなります。他の世帯に負担を求めないとすれば、維持管理費を料金算定基礎とする町原案の料金算定根拠は崩れてまいります。減免分を一般会計から基準外繰り入れをするのかどうかという明確な説明もございませんでした。私たちの減免制度の考え方としては、高齢者福祉施策として別途扶助費等として支給すべきであるとの考え方であります。今回の修正案には、減免制度について条項がありませんが、減免制度実施により、料金算定に大きな影響があることから論点といたしました。

論点の3番目は、認定水量についてであります。従量制を採用した場合、認定水量は当然必要であります。その把握については非常に困難であり、このことが障害になり、今日まで定額制が従量制に移行できなかった大きな理由であると思っております。正確な把握ができなければ著しい不公平な料金体系となることから、正確な把握に努めていかなければなりません。そして、今回の料金算定基礎に認定水量による料金収入が計上されていないため、認定水量に係る料金分が水道のみの使用者に転嫁されていることと、町原案が施行された場合は、認定水量分の料金は維持管理費総額2億5,473万円を超えることになり、町長と

語るつどいでの説明内容は誤りであるといえます。正確な把握ができていない場合でも、見込み額、または推計額を計上すべきであります。私たちの修正案では、料金設定で約350万円の認定水量を加え、料金算定を行っていますので、超過料金の累進性が比較的穏やかに設定できています。これが町原案との大きな違いであります。

論点の第4番目は、使用料の収納率向上であります。平成21年度末の下水道使用料収入未済額は2,739万円余りと多額な滞納があります。このような滞納を放置したまま、町原案の使用料約2割引き上げには納得できないというのが大多数の町民の皆さんの民意であります。また、平成21年度、現年度分の収納率は97.69%で、503万円余りの収入未済額があり、その額が料金に転化されているのではないかと考えられます。私たちの修正案では、収納率は99%とし、約330万円の増収を見込み、町原案より超過料金を低くしていることが大きな違いであります。

総論としまして、このような根本的な料金体系の改定であれば、町行政内部だけでの検討ではなく、当然、検討委員会を設置し、学識経験者や住民代表等を加えた中で議論すべきであり、その議論の中から出された結論であれば、私たちとしても何ら異議なくもろ手を挙げて賛成するところでございます。

最近、町長が諮問された学校給食検討委員会、交通手段確保に関する懇話会においても、全て学識経験者、議会、住民代表等で構成されております。民意の入らない結論は、説得力がなく、机上の空論であります。なぜ、検討委員会が設置されなかったのか執行部の行政手法に重大な責任があるのではないかとこのことを指摘をするものでございます。

また、町長と語るつどいで出された町民からの貴重な意見について、何ら考慮されなかった。町原案には民意はないということは明らかであります。私たちの修正案は、下水道会計の独立採算制を重視し、7回にわたる修正案を試算し、維持管理費の2億5,473万円がほぼ料金収入で確保できる限りなく町原案に近い料金設定となっておりますが、排水量が42立方メートルの場合、瑞穂地区では現行料金の約1.9倍、丹波地区では約1.7倍、和知地区では8人の場合1.1倍と町民の皆さんが要望されている2倍未満に設定をされており、町原案と比較しても現時点では町原案に対し修正案が優れているということは先ほど述べました四つの論点から見ても明らかであります。昨年から下水道料金改定について、要望やご意見を聞いていました8人家族のご夫人に、昨日、最終の経過報告に行っていました。今回の町原案と修正案について説明し、意見をお聞きしましたが、やはり負担が少しでも軽減される修正案に決まって欲しいと述べられておりました。もし、町原案に決まれば、水道と下水道で月2万円余りの負担となり、経費ばかりかかってそのうち町を出ていくかもとい

うようなかなり切実なものでありました。ほかにも今回改定についていろいろな意見を聞いてきましたが、皆さん修正案で実施されることを希望をされております。

平成22年国勢調査速報値では、1,157人減少し、さらに過疎に拍車がかかってきております。この過疎化の振興を食い止めるために、過疎振興計画も実施をされますが、下水道料金など、公共料金もまちづくり計画と一体的に考えていかなければならない時期にきていることから、この修正案が最も優れていて、有効であると断言し、賛成討論とします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 1番、横山 勲。

ただいま、提案をされております議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議に一括して賛成の立場で討論をいたします。

昨年12月の第4回定例議会で提案がされました下水道条例を改正する条例の考え方は、公営企業の基本である独立採算制を見据え、一般会計からの歳入に頼る運営から、極力下水道の使用料で運営を賄う受益と負担の公平性及び町の統一した料金として定額制、人頭制から従量制に変更をする制度のルールが図られ検討、提案がされたところでございます。今後の適正な使用料のあり方を示す改正原案の内容でなつたと考えており、賛同をこの分についてはするものであります。

しかしながら、今回改正の町原案では、今も篠塚議員からもありましたがきわめて極端な累進性が導入されておまして、瑞穂地域では水道水の使用料を43立米で現行料金3,724円が7,220円へと、また丹波地域では使用料45立米で現行料金の3,780円が7,560円と実に2倍にもなります値上げとなりました。子育て家庭あるいは老人との同居世帯など、水道水を使用する世帯に対し多額の負担を求めます修正案となっておりますが、今回、小田議員ほか2名から提案をされております修正動議につきましては、10立米までを町原案のとおり2,940円としてされており、でき得る限り町原案に近づけた、言葉は悪いですが、歩み寄った修正案となり、緩やかな累進性となっております。さらにまた、使用料金、超過料金につきまして、まず最初の排水量を上水道の同様の22立米とされておりますこと、また23立米以上の排水量を50立米までとして、一般家庭への配慮が示されておりますこと、さらに町原案に対し、100立米までの使用料金収入試算を私がいたしますと、今もお話にありましたが、約740万円ぐらいの私の試算では不足が生じるというふ

うに計算をしたところでございますが、これは認定水量の使用料収入に加え、今もお話がありました21年度決算では、2,700万円余りに上る未収金もあるわけでございますが、また収納率の向上等により十分その不足額は補われると考えられますことでございます。

さらにまた、全員のこれは同意があったわけでございますが、施行期日について町民に深く認識、認められる期間として、一般的に論じられております6カ月とされてますこと、以上、これらの修正動議は一般家庭への影響を極力和らげ、大きな家族に対する配慮が示された修正動議であると信じます。また、下水道会計が公営企業の基本である独立採算制を見据えた修正動議でもあると思います。多くの議員の賛同を求め、賛成討論いたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） なければ、次に、山田 均君ほか2名から提出された修正案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、私は、ただいま提案されております議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は山田議員提出の修正案に賛成する討論を行います。

議案第87号、88号、89号は、下水道使用料をこれまでの定額制、人頭割制から従量制、累進性へと変更し、町水道以外の井戸水なども下水道施設に流れ込んでいけば使用料を徴収する。そして平均19.69%もの使用料引き上げを行うという内容であります。

国は、1カ月当たりの使用料単価を20トン当たり3,000円、いわゆる1トン当たり150円を適正な基準としております。しかし、今回の改定で本町の20トンの場合の新料金は、3,990円、1トン当たり199.5円になります。国の示す基準から見ても1.3倍と非常に高いのであります。これまで本町の場合、一般家庭の使用料は定額制あるいは人頭割制を採用しており、1カ月につき丹波地区は3,780円、瑞穂地区は3,500円、和知地区は世帯人数を3人とした場合3,500円となり、本町の21年度の現年度分の下水道使用料の調定額は2億1,786万円、21年度の決算の額では、2億1,429万円です。今回の改定では、使用料で維持管理費を賄おうとする独立採算制の考えが導入をされております。そして、維持管理費を賄うためには、年間使用量として2億5,640万円が必要になってまいります。つまり、4,200万円、19.6%の値上げが提案をさ

れているところであります。

一般会計からの繰り入れを減らすために、住民に負担を求めるやり方には納得できません。今回の値上げは3年間の経過措置がとられておりますけれども、定額制から従量制、累進性への料金体系の変更によりまして、20トンを超えて同額となり、40トン、50トンでは1.8倍、2倍以上と大幅に料金が上がっていきます。

山田議員の修正案は、下水道使用料の基本料について、基本水量を10トンとし、料金は京丹波町で一番低い和知地域の2,499円を採用し、2,500円としています。毎月の使用水量が10トン以下の世帯が29%を占めるなど、少ない水量しか使わない世帯の下水道料金の引き下げがなされております。

また、超過使用料は、11トンから30トンまでは1トンにつき100円とし、31トンから50トンまでは1トン当たり120円、51トンから70トンまでは140円、71トンから90トンまでは160円、90トン以上を200円とし、使用料の総額を21年度の総額の範囲内で料金設定がされております。

今、下水道は水道とともに町民だれもが暮らしに欠くことのできない必要なものであります。まちづくりの基本でもあります。また自治体が行っている仕事でもあります。できるだけ、納めた税の中での対応を基本に、発生する負担は必要最小限度にすることは当然のことではないでしょうか。

汚水処理費用は、維持管理費と資本費に分けられます。維持管理費は、管渠、ポンプ場、処理場に係る汚水処理費であります。本町のように処理区域内人口が少ない地域では、1人当たりの維持管理費は高くなり、また資本費である借金である元金、利息の償還も同じことが言えます。全国どの地域に住んでいても一定の行政サービスが実現できるように、国には財源を保障する地方交付税制度があります。本町の下水道事業へは、3億2,345万円が需要額として算定されているということでもあります。今の暮らしというのは、営業も含めて本当に厳しい状況であり、値上げをすることによって暮らしは大きく打撃を受けます。修正案は、独立採算を基に住民負担を増やすのではなくて、交付税を含む一般財源を活用して値上げ分の見直しをしようとしているものであります。この間、国は地域活性化のために交付金を地方へ交付をいたしまして、交付金を出してまいりました。暮らしを守る身近な自治体は、今そうした国の交付金でいろんなことを行ってききましたので、その効果を生かしてこういう暮らしのために使っていくべきではないでしょうか。

以上、皆さんの賛同をお願いをいたしまして、山田議員提案の修正案に賛成の討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

次に、委員会修正案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 委員長報告に賛成の立場から討論します。

22年12月議会で原案が上程されて以降、産業建設常任委員会に付託される中で、委員や委員外議員から出た幾つもの対案はよく吟味されており、定額制も含めてそれぞれに根拠があるものでした。しかし、それらの対案の多くは、排水量10立米までが基本料金であることや、排水量の抑制を図るため累進性を採用していること、大量排水者に配慮して累進性に上限を設けていることなど、核となる部分では原案と趣旨が同じであり、原案の数式の精度の高さを再確認することとなりました。また、料金統一後に値上げをとという意見に対して、原案では緩やかに値上げされ4年後に設定金額に到達することとなり、料金統一後に値上げという趣旨に沿っています。

私は、そもそも当初から使われている値上げという言葉に違和感をぬぐえません。下水道事業会計について、独立採算で成り立つ状態が望ましい。これは、公共料金等審議会の方針です。下水道料金は、徴収予定金額をベースに決定されます。値上げをしなかった場合は、一般会計からの繰り入れ以外に方法はありません。これは本来、教育や福祉、有害鳥獣被害対策等に使われるべき税金を下水道事業に流用しているだけであり、結局は町民の皆さんの負担でしかありません。そうではないと、先ほども質疑応答で何度も説明していただいたのですが、どこに財源があるのか全く理解ができませんでした。この本質の部分をしっかりと説明せずに、値上げという側面だけを取り上げると、町民の皆さんを混乱に巻き込むだけです。私たち議員がやらなきゃいけないのは、値上げ値上げと町民の皆さんの不安をあおることではなく、町民の皆さんの苦しさ、痛みをしっかりと受けとめた上で、それでも負担していただかなければいけないことを理解が得られるまでしっかりと説明することではないでしょうか。担当課、理事者、執行部を始めとして、議員、区長さん、もちろん町民の皆さんも今回の下水道料金改定に本当に多くの労量、時間を費やしてきました。この費やした莫大な労量、時間が無駄ではなく、今後の京丹波町の未来に大きく貢献することを確信し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○6番（村山良夫君） 下水道関連議案87号、88号、89号の改正について私は委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本議案は22年12月定例会で産業建設常任委員会に付託され、23年1月13日から2月24日まで7日間約20時間にわたり慎重に審議されました。私もその間、全て傍聴させていただき、委員各位、また委員外各位のご努力には敬意を表するところであります。

さて、本議案には二つの改正点があります。一つは使用料改正の改正、すなわち定額制から従量制への改正であります。この従来の定額制にも、また今回新しく導入する従量制にもいい面と悪い面というんですか、メリットとデメリットがあると思いますし、これはいろいろと考え方によって違うとは思いますが、今回はこの後も述べますけども、新しい方法をとっているんですか、制度を導入するというその方針に町長の英断に賛意を示しております。

二つ目は、使用料の改正であり、答申によりますその不足分、補填分を一般会計からの繰り入れに頼らず、4,200万円余りを直接使用料として町民の方々にご負担をいただくという答申であります。また、逆にこれをしない場合は間接的に一般会計から繰り入れをしていただくわけですから、結果的にはどちらにしても町民の方々にご負担をいただいているということでは変わらないわけです。よって、これもまたそれぞれの立場によって考え方が違うと思いますが、私は答申をこの場合、重要視しているというんですか、して取り組むべきではないかこのように思います。

先ほどからの中でもお話がありましたが、合併協議会の宿題であった本件が合併後6カ年間手がつけられなかったというのにも、今申し上げたようにそれぞれにいい点と悪い点があって、なかなかこういう議案として提案がされなかったのではないかと、このように思う次第です。

今回、私が申し上げたいのは、その改正の内容もさることながら、こういう従来から行っていた制度を大きく転換するというところにある。それは、改革への姿勢であると思えます。私も議員として1年余りが過ぎ、この間、機会があるごとに発想の転換とか、改革について訴えてきましたが、いつも過去の慣例、既存の条例が盾になり、なかなか改革は進んでいるという状態ではありません。今回の議案は20年間続いた定額制から従量制へと大きな転換であります。この意味から、本議案の提出姿勢はこれからの課題であります当町の行財政改革を目指す一つのいい結果だと、結果というか方針だと、このように信じております。ですので、理事者の方はもちろんですけども、第一線の現場におられる管理職の方々が漫画「バカボンのおやじ」のせりふじゃありませんけども、「これでいいのだ」でなく、「これ

でいいのか」という姿勢になっていただき、このような行動、すなわち発想の転換の思想が全職員の行動に反映することを期待し、本議案が真の行政改革の第一歩となることを信じ、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○7番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件の議案につきまして、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

ご承知のとおり、京丹波町におきましては、下水道の整備が町政の最重要施策として積極的に推進をされ、平成21年度末での普及率は91.7%、水洗化率は83.2%となっております。しかしながら、下水道事業は公共事業の中でも多額の資金と長い年月を要する先行投資型の事業でありまして、その財源は国庫補助等を除きますと、大部分を地方債に依存する仕組みとなっております。とりわけ当町は山間地であるがゆえに建設コストも多額となり、これらの財源を借り入れた地方債の償還により、大変厳しい経営となっております。このような中で、現行の下水道使用料金は、旧町の料金体系を引き継いでおり、それぞれの地域で料金体系が異なっていました。本来なら、合併時点で調整すべきものでありますが、合併後、料金の統一を図ることとされ、新町に引き継がれたものであり、また一方では、京丹波町公共料金等審議会から下水道料金の適正なあり方について答申がなされ、下水道料金で賄う範囲を使用者負担の激変を招かないよう配慮しつつ、今後の料金体系は実際の使用水量に基づいて料金を設定する従量制を採用することが適当とされております。

今回の改定は、これら審議会の答申を最大限に尊重する中で、町民の意見に十分配慮した中での見直しであり、特に従量制の採用は、これまでの定額制に比べて使用者間の不公平は大きく解消されると考えるものであります。また、基本料金を10立方メートルまで2,940円とし、61立方メートル以上の大口使用者には急激な値上げを避けるため、超過料金の上限を180円とし、負担軽減にも配慮されたものであり、全体としては40%の世帯が現行料金より安くなる設定となっております。

また、長引く景気の低迷により、住民の生活が非常に厳しい状況におかれている中で、75歳以上のひとり暮らし家庭への減免制度の創設や今回の改定で使用料が増額となる世帯には、負担軽減を図るために3年間の負担軽減の経過措置を設けるなど、下水道の使用者間に不公平が生じないように、きめ細やかな配慮がなされておるものと考えます。

今回の改定で子育て世代の家庭の料金が高額になるというような意見もありますけれども、平成23年度の町の主要施策の中でも保育サービスの充実や医療費の無料化、そしてまた高校通学費助成制度の創設など子育て世代が安心して暮らせるための諸施策が随所に盛り込まれており、一般施策の中で負担軽減が図られるものと考えております。

このようなことから、町民の間からは旧町間の格差の是正、町の一体性の観点から料金統一をする中で、将来につけを残すことのないよう、良識ある判断をすべきであるとし、今回の改定はやむを得ないとの意見が大半であります。今回の改定に当たっては、産業建設常任委員会に付託の上、継続審議としましたが、賛否両論、十分に意見を聞く中で慎重に審議されたものであり、委員長報告に全面的に賛同するものであります。

今後、施設の維持管理経費の負担軽減に努めるとともに、各家庭での水の大切さ、節水を呼びかけながら、安定した下水道事業が行われますよう強く要望し、委員長報告に賛成いたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

松村君。

○12番（松村篤郎君） 産業常任委員会に付託されました継続審議でありました議案第87号から議案第89号の下水道料金使用料改定の審査結果についての委員長からの報告があった委員会審査報告書に対し、賛成の立場で討論をいたします。

まず、定額制から従量制に変更にすることにつきましては、従量制は定額制よりも使用者の受益に応じた負担となり、公平性に十分適応していると考えられます。従って、制度の変更については異論のないところであります。

下水道の使用料で賄う範囲につきましては、使用料の維持管理費を賄える範囲がこの改定で5年後のシミュレーションでも100%にならないとしていることを考えると、賄う範囲は維持管理費で問題ないと理解できます。

基本水量の設定につきましては、基本水量を10立米とする原案については、月々の使用水量は変動するものであり、過年度の町水道の使用状況から平均値が出されているものと思います。これは、順当な判断で基本水量が決められたものと考えられます。

改定によりまして、実質値上げとなります使用水量が18立米以上の家庭につきましても、定額制のときに使用料を定数量家庭で支えられてきたということも十分認識できることでもあります。累進性の導入につきましても、維持管理費を賄うためにはいたし方のない導入であると考えます。超過料金につきましては、その単価につきましては、特定水量に特化しているものではなく、1立米当たり160円程度と妥当な単価で決められているものと考えます。

減免措置の必要はありますし、3年間の激変緩和措置は町民にも受け入れやすい措置であり、十分この制度を利用、実行されることを望みます。

認定水量につきましては、町水道使用以外の下水道への排水量が認定水量として料金設定されておりますが、その認定量の決定につきましては、実態把握とその検証を十分に行い、また家族変動等にもすみやかな対応によりまして公平な認定となることを期待し、またこの料金改定によりまして、将来への負担が伴わないように願うことでありまして、以上のような観点から報告書のとおり修正案に賛成討論といたします。

以上です。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

採決に入る前に、採決の方法について申し上げます。

本案に対しては、それぞれ修正案が提出されておりますが、表決の便宜上、別個のものともみなし、それぞれの修正案について採決いたします。

採決については、議案ごとに行います。

採決の順序については、最初に山田 均君ほか2名からの提出の修正案について採決いたします。次に、小田耕治君ほか2名から提出された修正案について採決します。次に、委員会の修正案について採決します。最後に修正案を除く原案について採決します。以上の順序で採決を行います。

これより、採決を行います。

議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、継続案件の採決を行います。

なお、挙手をもって賛意を示していただくわけですが、不挙手が、いわゆる挙手をされない方は、反対とみなしますのでご了承ください。

それでは、最初に山田 均君ほか2名からの提出の修正案について採決します。

この修正案に賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手少数です。

よって山田 均君ほか2名から提出された修正案は否決されました。

次に、小田耕治君ほか2名から提出の修正案について採決いたします。

この修正案に賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手少数です。

よって、小田耕治君ほか2名から提出された修正案は否決されました。

次に、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決されました修正部分を除く原案について採決します。

委員会報告の修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、継続案件の採決を行います。

それでは、最初に山田 均君ほか2名から提出の修正案について採決します。

この修正案に賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手少数です。

よって、山田 均君ほか2名から提出された修正案は否決されました。

次に、小田耕治君ほか2名から提出の修正案について採決いたします。

この修正案に賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手少数です。

よって、小田耕治君ほか2名から提出された修正案は否決されました。

次に、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手多数です。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決されました修正部分を除く原案について採決します。

委員会報告の修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、継続案件の採決を行います。

それでは、最初に山田 均君ほか2名から提出の修正案について採決します。

この修正案に賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手少数です。

よって、山田 均君ほか2名から提出された修正案は否決されました。

次に、小田耕治君ほか2名から提出の修正案について採決いたします。

この修正案に賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手少数です。

よって、小田耕治君ほか2名から提出されました修正案は否決されました。

次に、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決されました修正部分を除く原案について採決します。

委員会報告の修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、それぞれの3案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 異議ないものと認めます。

条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任するということに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次には、3月9日に再開をいたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 6時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 原田寿賀美